

03

Disclosure 2016

経営管理体制



ガバナンス

相互会社運営	68
経営管理体制	73
コーポレートガバナンスへの取組み	74
社外取締役インタビュー	76
取締役・執行役・執行役員	78
内部統制システム	83
リスク管理体制	85
IT ガバナンス	88
ディスクロージャー	89



コンプライアンス

コンプライアンスの推進	90
-------------	----



相互会社運営

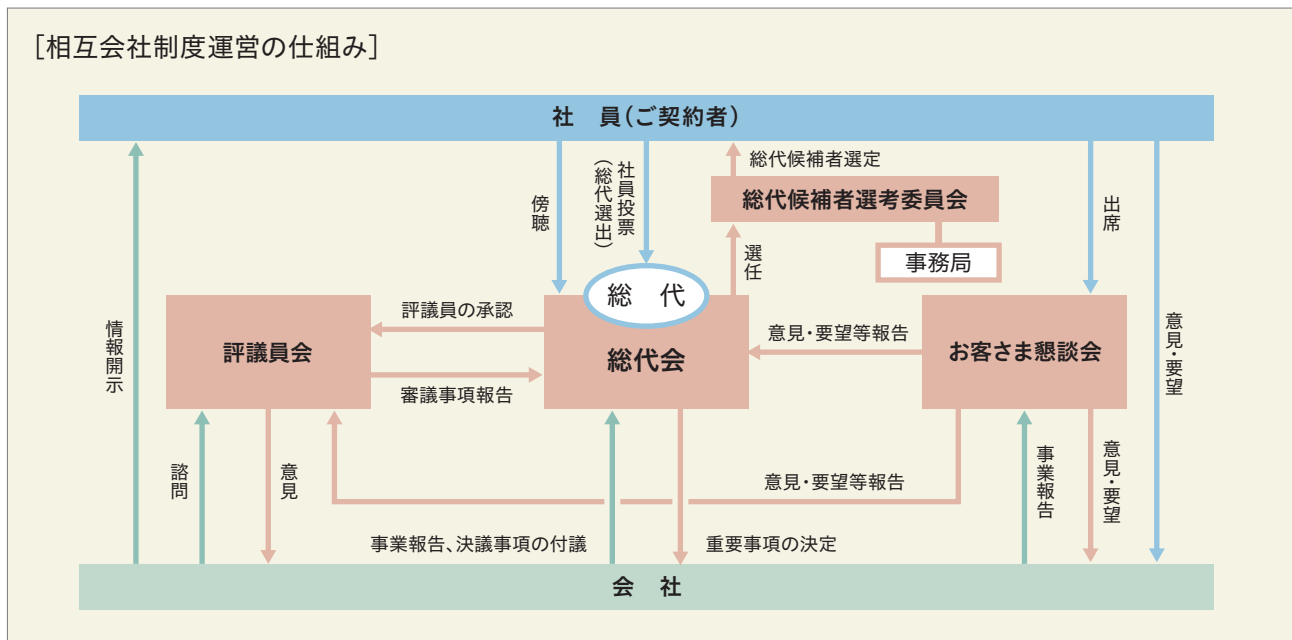
相互会社制度運営の仕組み

保険会社の会社形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は保険業法に基づいて設立された「相互会社」です。

相互会社とは、ご契約者[※]を「社員」とする社団法人です。ここでいう「社員」とは、社団法人たる会社の構成員のことをいい、株式会社の場合は「株主」がこれに相当します。なお、平成27年度末の社員数は約664万人となっています。

当社は「相互会社」形態で運営されている「みなさまの会社」です。「総代会」を中心に「総代候補者選考委員会」、「評議員会」、「お客さま懇談会」の各機関が連携し「相互会社制度運営」の充実を図ることで、ご契約者のみなさまのご意見・ご要望がより経営に反映されるよう努めています。

※剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者を除く



総代会

「社員」お一人おひとりが会社の運営に直接ご参加いただくためには、「社員総会」を開催しなければなりません。しかし、全国の約664万人の社員のみなさまが一堂に会する「社員総会」を開催することは、現実的には困難です。

そこで、保険業法の定めるところにより、社員の代表として選出された「総代」で構成される「総代会」を設置し、最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項について審議および決議を行ないます。

第69回定時総代会

平成28年7月5日に開催された第69回定時総代会において、次の事項の報告および決議が行なわれました。

● 報告事項

- 1.平成27年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件
- 2.相互会社制度運営に関する報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 平成27年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 基金募集および定款一部変更の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
- 第4号議案 取締役11名選任の件

第69回定時総代会(平成28年7月5日)開催内容(概要)

平成28年7月5日、ザ・プリンス パークタワー東京(東京都港区)にて、第69回定時総代会を開催しました。

当日は、平成27年度の事業報告として「平成27年度の事業の経過および成果等」、「平成27年度決算の概況」等について報告しました。

また、相互会社制度運営に関する報告のなかでは、平成27年度に全国の支社等84会場で開催された「お客さま懇談会」に出席された総代から、「契約者と直接意見交換ができるお客さま懇談会を今後も継続してほしい」「保険加入時や保障の見直し時の営業職員のサポートや、アフターフォローを通じたサービスの向上を図ってほしい」等のご意見をいただきました。続いて、決議事項4件について審議を行ない、いずれの議案も原案どおり承認可決されました。

総代のみなさまからは、「低金利環境における資産運用への影響と今後の取組み」「他社と差別化したアフターフォローの推進策」「Jリーグを通じた社会貢献活動」「来店型店舗の取組方針」「当社の情報管理態勢」等、数多くのご質問・ご意見をいただき、活発な審議が行なわれました。



項目	開催内容
開催日時	平成28年7月5日(火)10時02分～12時03分(所要時間121分)
総代数	219人(定数222人)
出席者数	195人・出席率89.0% (委任状による出席を含めて217人・出席率99.1%)
議長	取締役 代表執行役社長 根岸 秋男
議題・決議の結果等	1. 報告事項 (1)平成27年度事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書報告の件 (2)相互会社制度運営に関する報告の件 2. 決議事項 第1号議案 平成27年度剰余金処分案承認の件(賛成過半数で原案どおり承認可決) 第2号議案 基金募集および定款一部変更の件(賛成4分の3以上で原案どおり承認可決) 第3号議案 総代候補者選考委員選任の件(賛成過半数で原案どおり承認可決) 第4号議案 取締役11名選任の件(賛成過半数で原案どおり承認可決)
質疑応答	質問者数23人・質問数46問 (うち事前書面質問者数18人・質問数38問、席上質問者数5人・質問数8問) *質疑応答におけるご質問とその回答の内容については、次ページ以降をご覧ください。
傍聴	傍聴者数24人(うち議場内傍聴者数24人、議場外の傍聴者数0人)

第69回定時総代会(平成28年7月5日開催)におけるご質問と当社回答

[あらかじめ書面でいただいたご質問と当社回答]

Q	<p>● マイナス金利の影響と今後の経営戦略を教えてください。</p>
A	<p>資産運用面への影響として、国債金利の低下により、保有する国債の時価が上昇し含み益が増加する等、保有資産には好影響があります。一方、新規投資においては、国債への投資には慎重にならざるを得ず、収益性の観点から外国債券を中心に投資を増やす等の対応を取っているため、当面は単年度収支への影響は限定的です。また、商品面では、一時払の貯蓄性商品について、予定利率の引き下げや一部商品の取扱いを休止する一方、医療・介護等の第三分野をはじめとする保障商品において、従来にも増して、お客さまのニーズに合った魅力的な商品・サービスを提供していきたいと考えています。</p>

Q	<p>● 海外保険事業で英国がEUから離脱した場合の影響について教えてください。</p>
A	<p>英国に調査拠点を有するものの、保険事業は行なっておらず、直接的な影響はないと考えています。また、足元では、円高、株安、国債金利の低下等の経済環境の変動に機動的に対応していくとともに、ERMといわれる統合リスク管理経営の活用を推進し、よりいっそう健全性を重視した経営に努めます。あわせて、英国やEUの競争力が世界経済にどのような影響を与えるか、引き続き動向を注視していきます。</p>

Q	<p>● 日本国内における事業・収益基盤の強化について、どのように考えているか教えてください。</p>
A	<p>国内生命保険事業は当社の中核をなす分野であり、継続的かつ安定的な成長軌道の確保が極めて重要だと認識しています。また、医療・介護・年金の分野はさらに成長する分野と認識しており、生命保険会社としての社会的役割をいっそう発揮することで、日本国内における事業・収益基盤をさらに強化していきたいと考えています。</p>

Q	<p>● 平成27年度決算において、経常利益や当期純剰余など前年度比大幅なマイナスの結果になっているが、詳しい経営状況を教えてください。</p>
A	<p>経常利益と当期純剰余の前年度比がそれぞれ▲21.6%、▲17.6%と大きく減少していることについては、金利上昇リスクに備えて平成26年度に責任準備金に対応する債券へ組替えを行なったことで、売却益が大きく発生したことが主な要因です。加えて、ヘッジコストが前年に比べ増加したことにより大幅に減少していますが、収益性・健全性の観点からは引き続き高い水準を確保できたと考えています。</p>

Q	<p>● お客さま懇談会における契約者のみなさまの意見をどのように経営に活かしているか教えてください。</p>
A	<p>お客さま懇談会で頂戴した意見・要望については、担当部が対応を検討し、「お客さまの声」推進委員会等を通じて、その状況をフォローしています。代表的な事例としては、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「医療・介護等のニーズに対応できる商品を充実させてほしい」とのご要望に対し、医療保障商品「メディカルスタイルF」や介護保障商品「介護のささえ」を発売したこと。 ● 「アフターフォロー・情報提供を充実させてほしい」とのご要望に対して、「MY長寿ご契約点検制度」を創設し、ご請求の有無やご連絡先の確認等を能動的に確認していること。 <p>今後もお客さまからの意見・要望を経営に活かせるよう努めていきます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 現総代のうち、立候補とそれ以外の総代数と、それぞれの直近1年間における発言件数およびひとりあたりの発言件数を教えてほしい。
A	<p>7月5日現在の総代数は219名、このうち総代候補者選考委員会の推薦により選出された総代は198名、立候補により選出された総代は21名です。平成27年度に開催された総代会および総代報告会における質問・意見等の発言件数は、推薦総代が41件、立候補総代が24件、ひとりあたりの発言件数※は、推薦総代が0.2件、立候補総代が1.1件となります。</p> <p>※発言総数を総代総数で除したもの</p>
Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社化の予定について教えてほしい。
A	<p>現時点で株式会社化について具体的な計画はありませんが、国際的な監督規制の動向等も見据えながら、将来の経営の選択肢の一つとして実際の経営を進めるなかで、その必要性を判断していきます。</p>
Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設された企画部イノベーション推進準備室に関する、遺伝情報を保険活用するとの新聞記事について教えてほしい。
A	<p>イノベーション推進準備室は、医療情報・遺伝子情報等を調査・研究する専門組織として今年度設置しており、現在は最先端の医療技術の動向、医療データの利活用等について幅広く情報収集している段階です。遺伝子情報の利活用については慎重に検討していきます。</p>
Q	<ul style="list-style-type: none"> ● このたびの熊本地震に対する対応について教えてほしい。
A	<p>地震発生後に緊急対応会議を設置し、職員の安否確認等を実施するとともに、被災地域のお客さまへのお見舞いと、特別取扱いの案内活動等に取り組んでいます。また、保険金・給付金等のお支払い手続きも迅速に行なっています。</p>
Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 新入社員など若い方でも加入できる安価な商品の開発と、そこからの追加販売について検討してほしい。 ● 10～30代向けの商品開発や積極的なPRを検討してほしい。
A	<p>若年層のニーズが高い、保険料を低廉化した医療保険や貯蓄ニーズに対応する小口化した個人年金等の販売は好調に推移しており、平成27年度の10～30代のお客さまへの新規販売件数は、前年比で約3割伸展しています。平成28年10月にはわかりやすく、簡単・手軽にご加入いただける複数の商品を新しい商品シリーズとして投入する予定であり、加入後の総合的なコンサルティングを通じて、追加契約への加入を検討いただけるよう、引き続き営業職員の提案力向上等にも取り組んでいきます。さらに、若年層向けの商品プロモーションについては、テレビCMに加え、インターネット上の動画サイトやSNS等を活用したメディア戦略を推進していきます。</p>
Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族全員が加入できる掛け金の安い傷害保険の開発を検討してほしい。
A	<p>入院保障と骨折・腱の断裂等のケガの保障のみを付加し、低廉な保険料でご加入できる医療保険「メディカルスタイル F」を販売していますが、現在のところ、一つのご契約に対してひとりの被保険者でのご加入となります。ご要望をふまえた商品内容は、今後も引き続き検討していきます。</p>

Q	<p>●介護保障商品「介護のささえ」は、「寝たきりや認知症で要介護状態が継続して180日」を支払いの条件に定めているが、その理由を教えてください。</p>
A	<p>当社の介護保障商品・特約は、公的介護保険制度の要介護認定に応じてお支払いしますが、公的介護保険の認定がない場合は、所定の要介護状態が180日以上継続すればお支払いする規定を追加的に定めています。これは世界保健機関(WHO)等が症状固定までの期間として定める「6ヵ月以上」を準用して、当社が定めているものです。</p>

Q	<p>●入院特約の「5日以上」という条件を、初日からの給付に変更してほしい。</p>
A	<p>最新の医療保障特約に変更するためには、契約全体を見直す契約転換制度を活用するか、「ベストスタイル」等のように、保障見直し制度により一部の特約のみを変更することが可能な商品もありますが、いずれの場合も、現在の健康状態や過去の給付歴等によって、お引き受けできないことがあります。また、健康に不安のある方には、5項目の告知のみでお申込みいただける「かんたん告知医療保険」を販売しています。</p>

Q	<p>●日銀によるマイナス金利の導入に伴う、貯蓄性商品販売への対策について教えてください。</p>
A	<p>一時払の貯蓄性商品については、予定利率の引き下げを機動的に行なうことで可能な限り販売継続に努めていますが、一部商品については、販売休止等の対応を行なっています。また、平準払の貯蓄性商品についても、今後の金利動向等をふまえ、予定利率の引き下げ等を検討することに加えて、国内の金利動向の影響を受けにくい外貨建て保険等の投資型商品の開発に着手しています。引き続き、お客さまの資産形成や貯蓄ニーズにお応えする商品の開発・供給に努めます。</p>

Q	<p>●アフターフォローの推進策について、他社との差別化や違いを教えてください。</p>
A	<p>アフターフォローの実施状況については、営業職員の資格・処遇や営業拠点の目標等にも反映し、実施・徹底を図っています。お客さまから特段のご要望を承った場合には、その内容をデータベース化して管理し、そのご要望に沿った対応を行なうほか、お手続き時には手書きメッセージを添える等、よりきめ細やかな対応にも努めています。さらに、営業職員によるアフターフォローに加えて、特に高齢のお客さまに配慮した対応として、「MY長寿ご契約点検制度」を創設し、会社から能動的にご請求の有無やご連絡先の確認等を行なっています。</p>

Q	<p>●ストレスチェックを利用した契約者サービスを実施しているか教えてください。</p>
A	<p>団体保険等の付帯サービスとして、関連会社の明治安田ライフプランセンター株式会社を通じ、義務化に対応した「ストレスチェックサービス」の提供に加え、より包括的なサービスとしてメンタルヘルスセミナー等を提供しています。</p>

Q	<p>●MYほけんページに、契約年度別の予定利率の一覧だけではなく、加入保険ごとの予定利率を個別に表示してほしい。また、加入保険の解約返戻金を表示してほしい。</p>
A	<p>ご契約者専用Webサイト「MYほけんページ」には保険種類別、契約日別の予定利率の一覧を掲載しており、今回のご要望をふまえ、契約ごとの適用利率についても掲載を検討いたします。また、平成28年6月の機能の一部改訂により、加入内容や照会日時点の解約返戻金額、経過年数別の将来試算額を、お客さまご自身でも確認できるようになりました。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料のクレジットカード払いの導入を検討してほしい。
A	<p>保険料のクレジットカード払いについては、ご契約時にいただく初回保険料と、その後の継続保険料の2つのケースがありますが、インフラ整備等にかかるコストが相応にあるため、他の収納方法との公平性の観点から、慎重な検討を継続していきます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者へのアフターフォロー充実のために、営業職員の負担が大きくなり、サービスの低下につながらないようにしてほしい。
A	<p>約3万人の営業職員が、安心サービス活動等を通じ、約530万人のお客さまのアフターフォローを担当しており、遠隔地等で訪問が困難なお客さまへは専任スタッフが電話によるアフターフォローを提供しています。あわせて、「MYほけんページ」では、契約内容の照会をはじめとした様々な情報提供も行なっています。また、営業職員が行なう保全・支払手続きについては、電子化や取扱ルールの見直し等を通じて、利便性の向上や簡素化を推進する等、全体として営業職員に過度な負担が生じる状況にはないと考えています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまの評価(満足度)が昨年並みに留まった理由を教えてください。 ●お客さまの評価(満足度)の向上にむけた今後の取組みについて、契約者サービスの視点で教えてください。
A	<p>平成27年度の「お客さま満足度調査」の結果から、当社が力を入れている「Jリーグを通じた地域社会への貢献」や「高齢者に対するアフターフォローの取組み」等をご存じの方、また、誕生日等に担当営業職員から手書きのメッセージカードを受け取ったことがある方は、お客さま満足度が非常に高くなっています。しかし、「これらの取組みを知っている」、あるいは「メッセージカードを受け取ったことがある」と回答されたお客さまは、いずれも半数以下に留まっており、当社の取組みが十分に認知されていないことが、満足度が足踏みした要因の一つと考えています。引き続き、担当営業職員による定期訪問活動等を通じて、これらの取組みを積極的にお知らせ、遂行していくことで、満足度の向上を図っていきます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保障商品「介護のささえ」の告知書の内容を事前に確認したいので、ホームページ等に掲載してほしい。
A	<p>ご意見をふまえ、告知書の内容をホームページに掲載する方向で検討いたします。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●資産運用について、昨今の状況を考えると今後も利益の大幅な増加は難しいと思うが、どのように取り組んでいくか教えてください。 ●今後、低金利が長引くと資産運用にどのような影響があるか。また、どのような対策を考えているか教えてください。 ●マイナス金利・株安において今後の運用をどのように進めていく予定か教えてください。
A	<p>主要な運用対象である日本の国債の金利は極めて低い水準のため、新たにお預かりする保険料や、満期をむかえる投融資の再運用は、国債中心の投資では十分な収益をあげられず、中長期的には運用収益の低下が懸念されます。したがって、新たに運用が必要な資産を極力圧縮し、当面は、外貨建債券を中心に資産運用の多様化・高度化を図り、利息及び配当金等収入の減収幅の縮小に努めます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●円高が進行しているが、米ドルの1円の変動は保有資産にどの程度の影響を与えるか教えてほしい。
A	<p>前期末の外貨建て債券等は約7兆円、うち為替リスクをヘッジした外債が約2兆円あり、米ドルに対する1円の為替変動は約400億円強の時価の変動要因となります。また、外貨建て債券等の前期末の含み益は8,000億円を超える水準となっています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●Jリーグタイトルパートナー契約に伴う、会社の評価や効果等について教えてほしい。 ●Jリーグを通じた社会貢献活動を今後も継続してほしい。 ●Jリーグタイトルパートナー2年目となるが、好感度等のイメージアップのほかに、具体的な成果があれば教えてほしい。
A	<p>2015シーズンにおいては、Jリーグ等の応援を通じた地域社会貢献等に取り組み、小学生を対象としたサッカー教室を全国で200回開催、約1万7千人に参加いただくとともに、お客さまと当社従業員を合わせた観戦動員数は13万人となりました。各種取組みやメディア露出等を通じ、「明治安田生命Jリーグ」は着実に浸透しており、特に20～30代からの認知度・好感度が大きく上昇しています。また、Jリーグ、各クラブおよびサポーターからも高い評価をいただき、Jリーグトップパートナー企業や各クラブスポンサー企業との交流も拡大しています。さらに社内でも、女性ファン拡大に向けて「明治安田生命Jリーグ女子倶楽部」と称する活動を展開する等、全社的な盛り上げを図っており、組織の一体感が向上しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も地域への密着と社会貢献活動を推進してほしい。
A	<p>当社の地域活動は、「全社統一の活動」と「支社独自の活動」の二層構造になっており、「全社統一の活動」としては、Jリーグを通じた「小学生向けサッカー教室」の開催、「地域を見守る社会貢献活動」、「あしながチャリティー&ウォーク」の3点があり、地域社会の活性化や子どもの健全育成に貢献しています。支社独自の活動としては、高齢者施設訪問や清掃活動等、地域に根ざした取組みを展開しており、優れた活動を行なった所属については「ボランティア表彰」として毎年顕彰し、取組みを会社全体で共有しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることから、スポーツ全般への支援も検討してはどうか。
A	<p>Jリーグを通じた取組みをスポーツ支援の基本と位置付けていますが、他にもスポーツ全般への支援として、2019年「ラグビーワールドカップ日本大会」への支援や世界を舞台に活躍することが期待されている若手スポーツアスリートに対する支援を実施しています。今後もJリーグを中心として、スポーツ支援を推進します。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ●ダイバーシティ推進の一環として、障がい者雇用が円滑に進むよう、専門機関と提携して雇用マッチングを推進してほしい。
A	<p>生命保険会社においては、保険業法上、障がい者の方々を企業に紹介する等、いわゆる人材派遣業や職業紹介事業を直接的に行なうことは認められていませんが、各地域本部や支社ではお客さま相互の交流機会の場として異業種交流会等を開催し、ご契約先の企業・団体のお客さまを中心に、各種営業取引やビジネスマッチング等を支援しています。ご要望の点もふまえ、今後も対応していきます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外保険事業を拡大されているなか、社内でのグローバル人材育成のためのプログラム内容を紹介してほしい。
A	<p>「グローバル人材育成プログラム」を平成26年度から展開しています。具体的には、若手層に海外でのプロジェクト推進実習である「グローバル特別研修」、中堅層に海外実務経験の修得を目的とした「トレーニー派遣」を実施するとともに、幹部候補生について集中的な語学・ビジネスマネジメント習得の機会を付与する「国際塾」などを実施しており、幅広い対象層への育成機会の提供等を行なっています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業活動において担当者が常に持参しているタブレットPCの管理方法について教えてほしい。 ● タブレットPCのセキュリティ対策について教えてほしい。
A	<p>タブレット型営業端末「マイスターモバイル」(以下、マイスターモバイル)は、認証用のUSBキーを用いたID・パスワード管理を行なっており、社内での施錠管理や社外でのマイスターモバイルとUSBキーの分離携行など、管理ルールを設定し厳正に運営しています。また、情報漏えいに関するセキュリティ対策については、ネットワーク接続時における認証とデータの暗号化により万全を期しており、マイスターモバイル内にお客さま情報を一切保存していないため、万一、マイスターモバイルの紛失や盗難の場合でも、情報漏えいすることはありません。これらの対策を通じて、大切なお客さま情報を厳正に管理しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 第3号議案「総代候補者選考委員選任の件」に関して、候補者の略歴について最終学歴を記載してはどうか。
A	<p>総代候補者選考委員を選出するための判断基準としては、「生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有している」、「公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができる」等を定めています。当社としては、最終学歴はこの判断基準に該当しないと認識しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4号議案「取締役11名選任の件」に関して、今回候補に挙がっている社外取締役各位の在任期間を教えてください。
A	<p>今回候補に挙がっている社外取締役の在任期間については、7月5日時点で、服部取締役4年、落合取締役4年、宗國取締役3年、木瀬取締役2年、須田取締役2年、北村取締役1年となっています。</p>

[当日席上でのご質問と当社回答]

Q	<ul style="list-style-type: none"> ● スタンコープ社の買収に伴う当社への利益貢献の水準について教えてほしい。
A	<p>スタンコープ社は平成28年3月に買収したため、買収に伴う決算への影響は平成28年度からとなります。平成28年度決算では、スタンコープ社を含めた当社グループ全体に占める海外保険事業の割合が、グループ基礎利益ベースで全体の7~8%程度となる見込みです。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> ● 総代会の活性化等を目的として、立候補総代の数を増やすことについて検討してほしい。
A	<p>平成18年7月に業界初の取組みとして総代の1割について立候補制を導入したことにより、総代会における意見・質問は増加しており、総代会の活性化に大変意義があると考えています。一方、総代の構成は広く各層の契約者を代表するとの観点から、推薦総代についても重要であり、現在のバランスが適切と考えています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> • スクリーンに投影された事前質問・回答のスライドを印刷して配付することについて検討してほしい。
A	<p>あらかじめ書面で申し出があったご質問・回答については、総代会当日にスクリーンで投影するとともに、後日何らかの形でお届けできるよう検討いたします。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> • 取締役会等で自己評価を実施しているが、これに加えて第三者評価を導入する予定はあるか、予定がないとしたらその理由を教えてください。
A	<p>昨年度から実施している取締役会等の自己評価では、取締役会活性化のための運営やサクセッションプラン等のさまざまな提言があり、これらの改善を図ることで実効性を確保することに取り組んでいます。第三者評価の重要性は認識しており、今後の課題の一つとして検討いたします。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> • 最近、他社で大量の情報漏えいが発生したが、当社の情報管理態勢について教えてください。
A	<p>個人情報保護については、紛失・漏えい・毀損等のリスクに備え、各種取扱ルールの設定や社外からの不正アクセス等への対策としてシステム面の安全管理措置等を整備し、これらを定期的に確認するという態勢になっています。また、役職員向けのリスク管理・コンプライアンスに関する教育期間を設けて個人情報保護の徹底を図ると同時に、外部委託業者への個人情報委託にあたっては新規に限らず年1回の情報管理態勢に係るアンケート調査や、委託する個人情報の重要度により直接委託先での情報管理態勢の確認等を実施しています。今後も、他の分野等で発生した事例等を共有、教訓とし、取組みを継続していきます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> • さまざまな保険会社の商品を取り扱う来店型保険ショップも増えてきているが、来店型店舗に対する会社方針を教えてください。
A	<p>特に若い世代を中心に、保険加入の検討にあたり能動的に情報収集される方や来店による面談を希望するお客さまが増えており、これに対応するため来店型の保険ショップが拡大してきたと認識しています。当社においても、平成21年度から直営型の来店型店舗である「保険がわかるデスク」を大都市圏中心に順次展開し、現在も店舗数の拡大と運営の強化を進めています。また、乗合の来店型店舗である「ほけんポート」の2店舗はアンテナショップとして引き続き活用していきます。</p> <p>なお、今後の来店ニーズの高まりを想定し、平成29年度をめどに順次全国の支社の店舗にコンサルティング用の面談スペースを整備する等、お客さまニーズに対応した態勢整備も進めています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> • 第2号議案「基金募集および定款一部変更の件」に関して、定款は当社のホームページで公開されているのか、または、総代に配付されているのか教えてください。
A	<p>定款はホームページで公開しているほか、ご契約者に配付している約款にも合本しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> • 第3号議案「総代候補者選考委員選任の件」に関して、総代候補者選考委員の役割を教えてください。
A	<p>総代候補者選考委員は、総代候補者選考委員会が定めた総代候補者選考基準に基づき、総代の構成が広く各層を代表するものとなるよう選考を行なっています。</p>

[総代会議事録の閲覧]

総代会の議事録は、本社、法人部(総合法人部、公法人部、広域組織法人部)、支社(全国78支社・3マーケット開発部)に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。また、当社ホームページで議事内容および質疑応答の要旨をご覧いただけます。

[総代会傍聴制度]

社員のみなさまに会社経営に対するご理解を深めていただくための制度で、総代会の傍聴を希望し、所定の期間内に書面でお申し込みいただいた社員は、原則として会場内または別室のモニター・テレビで総代会を傍聴することができます。

● 総代

社員の代表として選出される総代の定数は定款において222人と定めています。総代定数222人のうち200人は、地域別選出による120人(社員数に比例して全都道府県から1人以上を選出)と地域別選出によらない80人に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。また、22人については、総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した「立候補制」(総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度)により選出される総代です。

総代は、社員の意思を代表し、多様な視点から会社経営を監督するとともに、総代会に出席し、会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なうことが主な役割です。

総代定数については、こうした観点から、適正な水準であると考えています。

総代の選出について

- ・ 総代候補者選考委員会の推薦により選出される総代
総代の選出にあたっては、総代定数222人のうち200人については、2年ごとに定数の半数を改選しています。総代候補者選考委員会は、次ページの「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者を推薦します。
- ・ 立候補制により選出される総代
22人については、総代候補者選考委員会が総代となることを希望する社員の立候補を受け付け、立候補者が選出数(22人)を超える場合は、次ページの地域ブロック別定員数に基づき抽選を行ない、総代候補者を選定します。

[社員投票]

総代候補者選考委員会で選定された総代候補者については、社員お一人おひとりによる「社員投票」を実施し、個々の総代候補者について総代として選出することに同意しないとする投票(不信任投票)数が、有権者数(社員投票を実施する年の7月末日現在の社員数)の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

総代の選出については、社員の総意が適正に反映され、総代の構成が広く各層を代表するものとなるよう選出するために、以上の方法が適切であると考えています。

総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会は、社員のなかから総代会で選任された総代候補者選考委員(10人以内)で構成されています。

当社は、総代候補者選考委員会の任務を補佐する総代候補者選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱しており、総代候補者選考過程における会社からの独立性を確保するとともに、透明性の向上に努めています。

総代候補者選考委員選考基準

- ・当社の社員(ご契約者)であること
- ・公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること
- ・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること
- ・総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社の総代または役員もしくは職員ではないこと

総代候補者選考基準(抜粋)

総代候補者の選考方針

総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。

あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。

- (1) 消費者としての視点
消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点
- (2) 経営者としての視点
会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点
- (3) 専門家としての視点
専門家の見地から経営チェックを行なう視点

総代候補者の資格要件

- ・当社の社員(ご契約者)であること
- ・総代会に出席可能であること
- ・生命保険業に理解と関心を持ち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること
- ・他社の総代に就任していないこと

立候補制の概要

立候補資格

- ・立候補の受付期間の末日現在、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者(当社および子会社等の役職員を除く)であることを要します。

総代候補者の選定

- ・立候補者数が選出数22人を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。
- ・立候補者数が選出数22人を超えた場合は、下記の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。

[地域ブロック別定員数]

地域ブロック	都道府県	定員数
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2人
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8人
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4人
近 畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4人
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2人
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2人
合 計		22人

評議員会

会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として「評議員会」を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。

評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出され、評議員数は定款で20人以内と定められています。

平成27年度の評議員会審議事項

- 平成27年6月
- ・平成26年度決算の概要について
 - ・第68回定時総代会決議事項について
 - ・平成26年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項について
- 平成27年11月
- ・平成27年度上半期報告について
 - ・海外保険事業について
- 平成28年2月
- ・保険相互会社における海外保険事業の展開と投資上限
 - ・当社の資産運用について



評議員会

お客さま懇談会

業界に先がけて昭和48年から「お客さま懇談会」を毎年全国で開催しています。平成27年度は平成28年1月から3月に、全国の支社等84会場で開催し、合計1,945人のご契約者にご出席いただきました。

平成27年度のお客さま懇談会は、「上半期業績および海外保険事業等事業概況について」、「さらなるお客さま満足度向上に向けた取組みについて」、「社会貢献活動について」等についてご報告し、ご出席いただいたご契約者から7,037件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等につきましては、総代会・評議員会等において報告するとともに、改善を要するご意見・ご要望等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関である「お客さまの声」推進委員会を通じフォローを実施しています。

また、お客さま懇談会に出席された総代からは、ご出席者のご意見・ご要望等をふまえ、総代会において提言をいただいているほか、ご出席されたご契約者から総代が選出されるなど、お客さま懇談会と総代会が相互に連携する態勢としています。

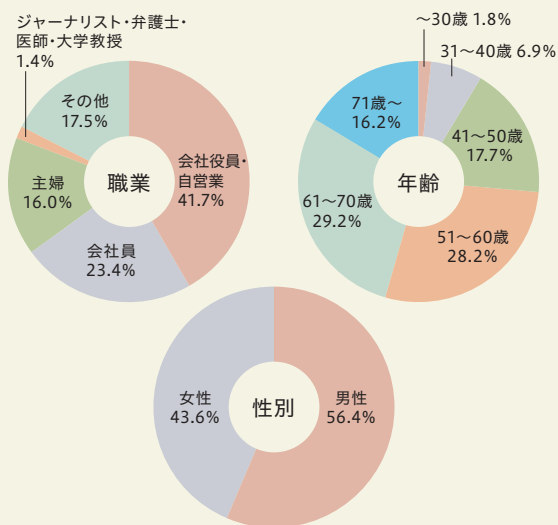
平成28年度のお客さま懇談会へのお申し込み方法等は、開催直前の一定期間、支社・営業所等の店頭に掲示するとともに、ホームページでもご案内しています。ご出席を希望されるご契約者は、お近くの支社・営業所等にお問い合わせください。



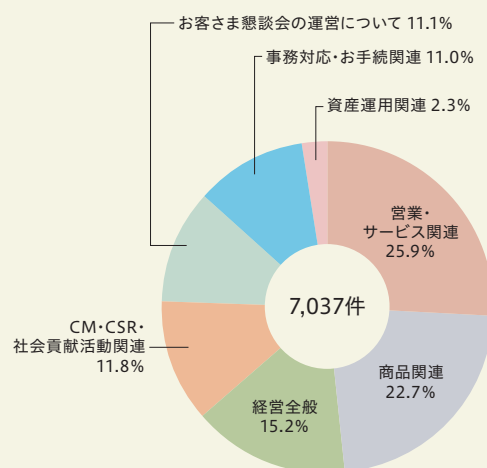
お客さま懇談会

[平成27年度お客さま懇談会]

ご出席者(1,945人)の構成



ご意見・ご要望・ご質問等(7,037件)の内訳



お客さま懇談会で寄せられた代表的な「ご意見・ご要望」と当社の対応状況

ご意見・ご要望 「高齢者に配慮した事務サービスを構築してほしい」

当社では、ご高齢者がよりいっそう安心して当社の生命保険サービスを利用することができるよう、ご高齢者の特性に配慮した取組みを進めています。

【ご加入時の対応】

平成20年4月から「高齢者に対する販売勧誘ルール」を設け、その遵守を徹底しています。70歳以上のお客さまには、原則として、「ご家族の同席」または「複数の担当者の対応」のいずれかでお手続きを行なうなど、お客さまが商品内容等を十分ご理解いただいたうえでご契約いただけるよう取り組んでいます。

また、平成26年10月に「MY安心ファミリー登録制度」を創設し、当社からの通知が到着しない場合や大規模災害時等、ご契約者と連絡が困難となった場合に、ご契約者の連絡先を確認し、迅速な手続きができるよう、あらかじめご家族等の連絡先(第二連絡先)の登録を推奨しています。

【ご継続時の対応】

安心サービス活動による年複数回の面談や、年1回送付する「明治安田生命からのお知らせ」について、65歳以上のご契約者向け冊子を作成し、連絡先住所や受取人等、特にご確認いただきたい事項や第二連絡先の登録勧奨等を平易かつ大きな文字で丁寧に記載するなど、見やすさとわかりやすさにいっそう配慮し、情報提供の充実に努めています。

さらに、平成27年度から、長寿の節目を迎えられたご契約者に対して、当社が能動的にお客さまの連絡先の変更と保険事故の発生の有無を確認する「MY長寿ご契約点検制度」を開始しました。これまで、約9万人のお客さまに対して確認を実施いたしましたが、お客さまからは概ね、制度に対する好意的な評価をいただいております。

加えて、お手続きの際には、保全請求書(名義変更、満期保険金等)のオーダーメイド化により、記入箇所を極小化することで記入負担を軽減するとともに、自署が困難な場合のご家族等による代筆手続きの条件緩和や、請求書類の簡素化等の各種ご請求時の取扱いルールの見直しを進めています。

また、高齢のお客さまの手続きが多い満期保険金請求や年金開始手続きについて、本社からの郵送による手続きから営業職員による対面手続きに変更するなど、お客さまに寄り添ったアフターフォローに努めています。

今後も、引き続き、ご高齢者に配慮した事務サービスの構築に努めてまいります。

ご意見・ご要望 「海外保険事業について教えてほしい」

当社は、国内生命保険事業における商品・サービスの拡充に努めるとともに、グローバルな成長機会の確保による契約者利益の向上を目的に、海外保険事業を積極的に推進しています。

【米国での事業】

昭和51年、日本の生命保険会社としてはじめて米国生命保険会社のパシフィック・ガーディアン生命への経営参画を行ない、昭和60年に同社株式の100%を取得しました。同社はハワイ・米国西海岸を中心に、地域に根差した生命保険事業を展開しており、当社は取締役派遣等を通じ同社の経営基盤の強化を推進しています。

また、平成28年3月に米国の生命保険グループであるスタンコープ社の株式100%を取得し、同社を完全子会社としました。同社は、オレゴン州ポートランド市に本社を置く生命保険グループで、創業100年以上の歴史を持ち、世界最大の生命保険市場である米国の団体保険分野でトップクラスの生命保険会社です。「保険業界をリードし、お客さまに豊かさとお安心をお届けすること」を経営理念に掲げ、米国全土で事業を展開しています。会長・社長兼CEOのグレッグ・ネスをはじめとする信頼できる優秀な経営陣のもと、いっそうの成長をめざしていきます。

【欧州での事業】

平成22年にドイツの大手保険会社のタランクス社と資本・業務提携契約を締結し、同社傘下のタランクス・インターナショナルへの職員派遣を通じて共同保険事業を推進しています。平成24年には、ポーランドの大手保険グループであるオイロパ社、ワルタ社の株式をそれぞれ取得し、日本の保険会社としてはじめてポーランドにおける保険事業に進出しました。その後、ワルタ社とタランクス社のポーランド事業を統合し、事業基盤を強化させるなど、同国における共同事業の業容拡大に注力しています。

【アジアでの事業】

平成22年に中国の生命保険会社へ出資しました。同社は、平成24年に、北京大学を母体とする企業グループ北大方正集团有限公司を新たな出資者として迎え、社名を「北大方正人寿保険有限公司」に変更しました。北大方正グループ、中国屈指の企業グループであるハイアール・グループと当社の株主3社の協働により、合併会社である北大方正人寿のさらなる発展に向け注力しています。

また、平成22年にインドネシアの生命保険会社アプリスト社に出資を行ない、日本の生命保険会社としてはじめて同国に進出しました。その後、平成24年と平成26年に出資比率を引き上げ、提携関係を強化しています。さらに、平成25年にタイの大手生命保険会社タイライフ社に出資し、タイに進出しました。同社の高いブランド力と当社のノウハウ等を組み合わせることで、より高品質の商品・サービスの提供をめざしています。

現中期経営計画では、グループ全体での成長軌道を確保すべく、既存投資先の中長期的な収益拡大に向けた取組みを推進するとともに、さらなるグローバルな成長機会を追求するため、各国の発展段階や地域分散等もふまえた新規投資の調査を継続してまいります。

■ご意見・お問い合わせ窓口

総代会をはじめ、相互会社運営に関するご意見・お問い合わせは以下のあて先までお寄せください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命保険相互会社 企画部 ガバナンス推進グループ



経営管理体制

ガバナンスのいっそうの強化と経営の透明性向上を確保するため、「指名委員会等設置会社」としています。過半数を社外取締役で構成する3委員会(指名・監査・報酬)に加え、取締役の過半数(11人中6人)を社外取締役とするほか、業務執行を担当する執行役を選任し、経営の監督機能と執行機能を明確に分離するとともに、監督機能のいっそうの強化と透明性を確保する態勢としています。

取締役会

経営上の重要事項にかかる意思決定を行なうとともに、取締役・執行役の職務執行を監督します。

なお、すべての社外取締役からなる「社外取締役会議」を設置し、経営上の重要事項について意見交換の促進を図っています。

取締役会の開催

平成27年度は15回開催し、取締役会における活発な審議を通じて、経営の監督機能発揮に努めました。

●指名委員会

総代会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定します。

指名委員会の開催

平成27年度は5回開催し、指名委員会が定めた「取締役候補者選任規程」に基づき、取締役候補者の選任を適正に行ないました。

●監査委員会

取締役・執行役の職務の執行の監査、監査報告書の作成、ならびに総代会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する議案の内容を決定します。

監査委員会の開催

平成27年度は16回開催し、内部監査部門や会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて執行役社長等に出席を求めて意見交換を行ないました。また、重要な会議への出席や重要な文書の閲覧等により監査委員が得た情報等について、定期的に意見交換を行ないました。これらを通じて、取締役・執行役の職務執行状況、内部統制システムの整備状況等について監査しました。

●報酬委員会

取締役・執行役の個人別の報酬等の決定に関する方針を定め、取締役・執行役が受ける個人別の報酬等の内容を決定します。

報酬委員会の開催

平成27年度は5回開催し、「取締役および執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針」、「取締役報酬規程」、「執行役報酬規程」等に則り、当社の経営成績および取締役・執行役の各人の貢献度合等を勘案のうえ、個人別報酬内容を決定しました。

[経営管理体制図]





コーポレートガバナンスへの取組み

当社は、ご契約者[※]を「社員」とする「相互会社」として、ご契約者の意思を経営に反映させるよう努めるとともに、「社会に開かれた会社」として、総代立候補制の導入、指名委員会等設置会社への移行、内部統制システムの整備等、ガバナンス(企業統治)の強化と経営の透明性向上を図ってきました。

上場会社を対象としている「コーポレートガバナンス・コード」は、相互会社である当社に対して直接の適用はありませんが、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめた同コードの趣旨・精神をふまえ、当社も主体的にその各原則への対応を行なっています。

また、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を公表し、主体的な情報開示やご契約者との対話の充実等を通じ、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンス態勢およびその高度化への取組みにつきましては、当社ホームページに公表している「コーポレートガバナンスに関する報告書」において継続的に開示しています。

※剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者を除く

コーポレートガバナンス・ガイドライン

当社は、「生命保険事業のパイオニアとして、相互扶助の精神を貫くとともにお客さまを大切にすることに徹し、生命保険を中心にクオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念をふまえ、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの高度化を実現します。

[当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方]

- 当社は、お客さまの生涯にわたる保障を提供する生命保険会社の使命と、超長期にわたる生命保険契約の特性をふまえ、お客さまの保険金・給付金を確実にお支払いし、お客さまに確かな安心と豊かさをお届けするために、相互会社としてコーポレートガバナンス態勢の高度化に取り組むことが経営上の最重要事項であると考えます
- 当社は、お客さま、従業員、地域社会等、さまざまなステークホルダーとの関わりが、企業の持続的な発展に必要不可欠であると認識し、それぞれのステークホルダーとの適切な関係の構築・強化に努めます
- 当社は、コーポレートガバナンスに関する取組みをさらに推進するため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定し、かつ、常にこれを見直すことで、より良いコーポレートガバナンス態勢を構築し、会社の健全性を維持・確保しつつ、迅速・果敢な意思決定を通じた会社の持続的な成長および永続的な企業価値の向上をめざします

I. 総論

(お客さまを大切にすること)

1. お客さまを大切にすることに徹することを経営理念として掲げる当社は、相互会社の特性をふまえ、お客さま満足度の向上をめざし、「お客さまの声」を、潜在的な声や間接的な声を含むさまざまな形で収集・分析するとともに、いただいたご意見等が経営に適切に反映されるよう努めます。

(情報開示と透明性)

2. 「お客さまならびに社会に対して、いつでも開かれた会社」を企業ビジョンとして掲げる当社は、法令に基づく開示を適切に行なうことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保しコーポレートガバナンスの実効性を確保する観点から、お客さまをはじめとするステークホルダーにとって有用性が高いと考えられる経営情報等を積極的に開示します。

(内部統制等)

3. 当社は、内部統制システムの高度化がお客さまをはじめとするステークホルダーの信頼を得るための重要な要素のひとつであると認識し、「内部統制システムの基本方針」を定め、これを公表・実践するとともに、内部監査態勢の強化や、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢の高度化に継続して取り組みます。

II. 当社の経営管理態勢

(総代会)

4. 総代会は、社員の代表として選出された総代で構成される当社の最高意思決定機関であり、当社は、総代会を通じて社員の意思が適切に経営に反映されるよう努めます。

(総代立候補制)

5. 当社は、総代立候補制を通じ、総代の選出プロセスの多様化に継続して取り組みます。

(総代への情報提供)

6. 当社は、総代会において総代が適切な判断を行なうことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供します。

(指名委員会等設置会社)

7. 当社は、意思決定の迅速化と経営の効率化を図るための組織形態として指名委員会等設置会社をとることを選択し、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任します。

(社外取締役の構成)

8. 当社は、取締役の過半数(11名中6名)を社外取締役とし、その人員構成の多様性に留意するとともに、監督機能の実効性・継続性に配慮しつつ社外取締役の在任期間について原則8年を超えないこととし、取締役会全体としての経営監督機能のいっそうの強化を図ります。

(取締役会)

9. 取締役会は、当社の経営理念等の実現のため、その経営監督機能を発揮し、経営の基本方針に関する事項等を決定

するとともに、具体的な経営戦略や経営計画等の適切な業務執行を支援するよう建設的な議論を行ないます。

(取締役の役割)

10. 取締役は、会社に対して善管注意義務および忠実義務があることを認識し、ステークホルダーとの適切な関係を維持・強化しつつ、その役割・責務を実効的に果たすために、必要に応じて会社に情報の提供を求め、取締役会において議論を尽くし、もって経営監督機能の実効性確保に努めます。

(社外取締役の役割)

11. 社外取締役は、客観的かつ多様な立場から業務執行の適切性を監督しつつ、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長および持続的な企業価値の向上を促すよう助言を行なうとともに、会社から独立した立場で、取締役会においてご契約者をはじめとするステークホルダーの意見等を適切に反映するように努めます。

(社外取締役会議)

12. 当社は、法令に基づき指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置するとともに、社外取締役間、または社外取締役と取締役会長、執行役社長および関連する取締役・執行役等との間で、経営上の重要事項等について意見交換を行なうための社外取締役会議を設置します。

(執行役の役割)

13. 執行役は、取締役会から委任された業務執行の範囲において、会社の健全性の維持・確保、持続的な成長および持続的な企業価値の向上をめざすとともに、当社の将来の経営を担う人財育成に努めます。

(中期経営計画)

14. 当社は、中期経営計画の完遂に努め、計画の達成状況評価を取締役に報告するとともに、計画が目標未遂に終わった場合には、その原因等を十分に分析したうえで次期計画の策定に反映するとともに、社員(ご契約者)への説明に努めます。

(取締役および執行役のトレーニング)

15. 取締役および執行役は、その期待される能力を発揮するための研鑽に努めるとともに、会社は、取締役および執行役に対しその機会を適宜提供します。

III. ご契約者およびステークホルダーとの関わり

(社員(ご契約者)と対話するための仕組み)

16. 当社は、総代会、総代報告会、お客さま懇談会等を通じ、社員(ご契約者)との対話を促進し、良好かつ円滑な関係の構築に努めます。

(CSR)

17. 当社は、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼と共感を得ることが、社会とともに企業が持続的に発展していくために必要不可欠であると認識し、「CSR経営宣言」を策定・公表しそれを実践するとともに、地域社会のニーズに応える社会貢献活動および環境保全活動に取り組みます。



社外取締役インタビュー



取締役

はっとり しげひこ

服部 重彦

【略歴】

昭和39年(1964) 株式会社島津製作所
入社

平成 5年(1993) 同 取締役

平成 9年(1997) 同 常務取締役

平成15年(2003) 同 代表取締役社長

平成21年(2009) 同 代表取締役会長

平成24年(2012) 明治安田生命取締役

平成27年(2015) 株式会社島津製作所
相談役(現職)

当社は、お客さまの生涯にわたる保障を提供する生命保険会社の使命と、超長期にわたる生命保険契約の特性をふまえつつ、相互会社としてコーポレートガバナンス態勢の高度化に取り組むことが経営上の最重要事項であると考えています。

平成18年に委員会設置会社(現・指名委員会等設置会社)に移行して以来、取締役の過半数を社外取締役として監督機能のいっそうの強化を図りつつ、経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を原則として執行役に委任することにより、意思決定の迅速化と経営の効率化を図っています。

ここで、平成24年から当社の取締役を務め、現在、当社の筆頭社外取締役※である服部重彦氏に、当社のコーポレートガバナンスに関する取組み、およびその取組みにかかる社外取締役の役割についてお話を伺いました。

※筆頭社外取締役は、社外取締役のなかから互選により選定します。筆頭社外取締役は、社外取締役会議(すべての社外取締役をもって構成し、経営の長期的なあり方など経営上の重要事項等について意見交換を行なうもの)の議長を務めるほか、必要に応じ、社外取締役を代表して他の取締役および執行役との連絡・調整等を行ないます。

Q. これまでの当社のコーポレートガバナンスの取組みについてどのように評価されていますか。

A. 当社は、総代立候補制を導入し、総代の選出プロセスの多様化と透明性の強化に取り組むとともに、指名委員会等設置会社として取締役の過半数を社外取締役とし、経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、業務執行権限を執行役に大幅に委任することで意思決定の迅速化と経営の効率化を図るなど、早くからガバナンス態勢を整備してきました。

また、相互会社でありながら、上場企業を対象としている「コーポレートガバナンス・コード」の各原則への対応を主体的に行なっています。

とくに平成27年、「コーポレートガバナンス・コード」の適用開始にあわせて制定・公表された当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」については、その策定段階から「社外取締役会議」において社外取締役と経営トップが十分に意見交換を行なうなど、コーポレートガバナンスに向き合う当社の姿勢は非常に評価できると考えています。

相互会社である当社にあっては、お客さま、従業員、地域社会等、さまざまなステークホルダーと適切な関係を構築していくことが極めて重要で、コーポレートガバナンス高度化の主な目的もその点にあり、引き続き不断の努力が必要であると考えています。

Q. 筆頭社外取締役として、当社のコーポレートガバナンスに対し、果たすべき役割についてどのようにお考えですか。

A. 指名委員会等設置会社における取締役会の主な役割は、「経営の基本方針の意思決定」と「個々の取締役および執行役による職務執行の監督」であり、個別の業務執行の判断については、基本的には執行側の経営陣に委ねられています。

社外取締役として「経営の基本方針の意思決定」を正しく行なうため、社外取締役で構成される「社外取締役会議」を適宜開催し、経営トップから説明を受けるとともに、十分な時間をとって意見交換を重ねています。

相互会社である当社の社外取締役は、契約者の利益を代表する立場から、「経営の基本方針」どおりに職務執行が行なわれ、所期の目的を達成しているか常にモニタリングすることが重要であると考えています。

加えて、社外取締役は契約者をはじめとするステークホルダーの意見等を経営に適切に反映するため、取締役会において経営陣に対し率直に意見具申を行なっています。



取締役・執行役・執行役員

取締役



取締役会長 代表執行役

すずき のぶや
鈴木 伸弥

昭和30年5月21日生

【略歴】

昭和54年(1979) 入社
山形支社長、経営調査室長
平成16年(2004) 明治安田生命リスク管理統括部長
平成18年(2006) 商品部長を経て
平成20年(2008) 執行役商品部長
平成22年(2010) 常務執行役
平成25年(2013) 取締役会長 代表執行役



取締役 代表執行役社長

ねぎし あきお
根岸 秋男

昭和33年10月31日生

【略歴】

昭和56年(1981) 入社
滋賀支社長
平成16年(2004) 明治安田生命滋賀支社長
平成17年(2005) 企画部長
平成19年(2007) 営業企画部長を経て
平成21年(2009) 執行役営業企画部長
平成23年(2011) 執行役
平成24年(2012) 常務執行役
平成25年(2013) 取締役 代表執行役社長



取締役 執行役副社長

やました としひこ
山下 敏彦

昭和30年12月25日生

【略歴】

昭和54年(1979) 入社
運用調査部長
平成16年(2004) 明治安田アメリカ社長
平成18年(2006) 明治安田生命不動産部長
平成20年(2008) 運用企画部長を経て
平成22年(2010) 執行役運用企画部長
平成24年(2012) 執行役
同年(//) 常務執行役資産運用部門長
平成26年(2014) 専務執行役資産運用部門長
平成28年(2016) 執行役副社長資産運用部門長
同年(//) 取締役執行役副社長
資産運用部門長



取締役 執行役副社長

い ふく まさひろ
井福 正博

昭和33年6月9日生

【略歴】

昭和56年(1981) 入社
高知支社長
平成16年(2004) 明治安田生命高知支社長
平成18年(2006) 営業マネジメント研修室長
平成19年(2007) 営業人事部長
平成21年(2009) 証券運用部長を経て
平成23年(2011) 執行役証券運用部長
平成25年(2013) 執行役
同年(//) 常務執行役
平成27年(2015) 専務執行役
平成28年(2016) 執行役副社長
同年(//) 取締役執行役副社長



取締役

こじょう けんじ
古城 謙治

昭和31年4月29日生

【略歴】

昭和55年(1980) 入社
平成17年(2005) 明治安田生命成田支社長
平成19年(2007) 企画部長
平成22年(2010) 検査部長を経て
平成23年(2011) 執行役検査部長
平成26年(2014) 常任顧問
同年(//) 取締役



取締役

はっとり しげひこ
服部 重彦

昭和16年8月21日生

[略歴]

昭和39年(1964) 株式会社島津製作所入社
平成 5年(1993) 同 取締役
平成 9年(1997) 同 常務取締役
平成15年(2003) 同 代表取締役社長
平成21年(2009) 同 代表取締役会長
平成24年(2012) 明治安田生命取締役
平成27年(2015) 株式会社島津製作所 相談役
(現職)



取締役

おちあい せいいち
落合 誠一

昭和19年4月10日生

[略歴]

昭和56年(1981) 成蹊大学 法学部教授
平成 2年(1990) 東京大学 大学院法学政治学
研究科・法学部教授
平成19年(2007) 中央大学 法科大学院教授
同 年 (//) 弁護士登録
同 年 (//) 東京大学 名誉教授(現職)
平成24年(2012) 明治安田生命取締役



取締役

むねくに よしひで
宗国 旨英

昭和13年9月21日生

[略歴]

昭和41年(1966) 本田技研工業株式会社入社
昭和59年(1984) 同 取締役
昭和62年(1987) 同 常務取締役
平成元年(1989) 同 代表取締役専務
平成 2年(1990) 同 代表取締役副社長
平成 9年(1997) 同 代表取締役会長
平成16年(2004) 同 代表取締役会長退任
平成25年(2013) 明治安田生命取締役



取締役

き せ て る お
木瀬 照雄

昭和22年4月29日生

[略歴]

昭和45年(1970) 東陶機器株式会社
(現 TOTO株式会社)入社
平成 8年(1996) 同 取締役
平成12年(2000) 同 取締役 上席常務執行役員
平成14年(2002) 同 取締役 専務執行役員
平成15年(2003) 同 代表取締役社長
平成21年(2009) 同 代表取締役会長
兼 取締役会議長
平成26年(2014) 同 取締役相談役
同 年 (//) 同 相談役(現職)
同 年 (//) 明治安田生命取締役



取締役

す だ み や こ
須田 美矢子

昭和23年5月15日生

[略歴]

昭和63年(1988) 専修大学経済学部 教授
平成 2年(1990) 学習院大学経済学部 教授
平成13年(2001) 日本銀行政策委員会 審議委員
平成23年(2011) 一般財団法人キャノングローバル
戦略研究所特別顧問(現職)
平成26年(2014) 明治安田生命取締役



取締役

きたむら けいこ
北村 敬子

昭和20年11月21日生

[略歴]

昭和56年(1981) 中央大学商学部 教授
平成27年(2015) 明治安田生命取締役
平成28年(2016) 中央大学名誉教授(現職)

(注)服部重彦、落合誠一、宗国旨英、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子の6氏は、社外取締役であります。

社外取締役の選任理由等

はっとり しげひこ

服部 重彦 取締役

■平成27年度取締役会出席:13回/15回(出席/開催)

■選任理由

企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成24年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

むねくに よしひで

宗国 旨英 取締役

■平成27年度取締役会出席:15回/15回(出席/開催)

■選任理由

企業経営者の経験者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成25年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

すだ みやこ

須田 美矢子 取締役

■平成27年度取締役会出席:15回/15回(出席/開催)

■選任理由

経済学者としての幅広い知識に加え、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成26年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

おちあい せいいち

落合 誠一 取締役

■平成27年度取締役会出席:15回/15回(出席/開催)

■選任理由

会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、法律の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成24年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

きせ てろお

木瀬 照雄 取締役

■平成27年度取締役会出席:15回/15回(出席/開催)

■選任理由

企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成26年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

きたむら けいこ

北村 敬子 取締役

■平成27年度取締役会出席:10回/10回(出席/開催)

■選任理由

会計学を研究する大学教授としての幅広い知識に加え、財務および会計の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成27年より当社社外取締役に在任しており、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

執行役

(平成28年7月5日現在)

専務執行役

いとう たかし
伊藤 隆

昭和30年6月27日生

【略歴】

昭和53年(1978) 入社
姫路支社長
平成16年(2004) 明治安田生命姫路支社長
平成17年(2005) FP教育部長
平成18年(2006) 営業教育部長
平成19年(2007) 水戸支社長を経て
同年(//) 執行役水戸支社長
平成21年(2009) 執行役郡山支社長
平成25年(2013) 常務執行役名古屋本部長
平成26年(2014) 専務執行役個人営業部門長

専務執行役

あさの きくお
浅野 紀久男

昭和34年2月13日生

【略歴】

昭和57年(1982) 入社
平成17年(2005) 明治安田生命収益管理部長を経て
平成24年(2012) 執行役収益管理部長
平成25年(2013) 執行役
同年(//) 常務執行役
平成27年(2015) 専務執行役

専務執行役

おごし たつお
尾越 達男

昭和31年8月7日生

【略歴】

昭和55年(1980) 入社
事業支援部長
平成16年(2004) 明治安田生命法人サービス部長
平成19年(2007) 公法人第三部長
平成22年(2010) 商品部長を経て
同年(//) 執行役商品部長
平成24年(2012) 執行役
同年(//) 常務執行役
平成26年(2014) 常務執行役代理店営業部門長
平成28年(2016) 専務執行役代理店営業部門長

専務執行役

さかい あきお
酒井 明夫

昭和33年10月20日生

【略歴】

昭和57年(1982) 入社
久留米・丸の内各支社長
平成16年(2004) 明治安田生命丸の内支社長
平成18年(2006) 総合法人第二部長
平成21年(2009) 業務部長を経て
平成24年(2012) 執行役大阪本部長
平成26年(2014) 常務執行役法人営業部門長
平成28年(2016) 専務執行役法人営業部門長

専務執行役

おおにし ただし
大西 忠

昭和35年5月24日生

【略歴】

昭和58年(1983) 入社
平成17年(2005) 明治安田生命アドバンス・マーケティング事業部第二部長
平成18年(2006) 新市場調査部長
平成19年(2007) 金融代理店推進第一部長
平成21年(2009) 長野支社長
平成23年(2011) 人事部長を経て
平成25年(2013) 執行役人事部長
平成26年(2014) 常務執行役
平成28年(2016) 専務執行役

常務執行役

さがら まさひこ
相楽 昌彦

昭和33年9月21日生

【略歴】

昭和56年(1981) 入社
平成16年(2004) 明治安田生命損害保険統括室長
同年(//) 大阪北支社長
平成20年(2008) 群馬支社長
平成23年(2011) 法人営業企画部長を経て
平成24年(2012) 執行役法人営業企画部長
平成26年(2014) 常務執行役

常務執行役

あらたに まさお
荒谷 雅夫

昭和36年1月10日生

【略歴】

昭和58年(1983) 入社
平成17年(2005) 明治安田生命調査部長
平成22年(2010) 融資部長
平成24年(2012) 運用企画部長を経て
平成25年(2013) 執行役運用企画部長
平成26年(2014) 執行役
平成27年(2015) 常務執行役

常務執行役

まきの しんや
牧野 真也

昭和36年3月19日生

【略歴】

昭和58年(1983) 入社
平成17年(2005) 明治安田生命富山支社長
平成21年(2009) 営業人事部長
平成24年(2012) 商品部長を経て
平成25年(2013) 執行役商品部長
平成27年(2015) 常務執行役

常務執行役

まえじま てつお
前嶋 哲雄

昭和32年4月10日生

[略歴]

昭和56年(1981) 入社
平成19年(2007) 明治安田生命名古屋事業法人部長
平成21年(2009) 総合法人第三部長
平成24年(2012) 理事 総合法人業務部長を経て
平成26年(2014) 執行役総合法人業務部長
平成27年(2015) 常務執行役

常務執行役

きくがわ たかし
菊川 隆志

昭和35年4月21日生

[略歴]

昭和58年(1983) 入社
金沢支社長
平成16年(2004) 明治安田生命新宿支社長
平成18年(2006) 札幌支社長
平成21年(2009) コンプライアンス統括部長
平成24年(2012) 業務部長を経て
平成26年(2014) 執行役大阪本部長
平成28年(2016) 常務執行役

常務執行役

あやい やすゆき
綾井 康之

昭和36年5月20日生

[略歴]

昭和59年(1984) 入社
平成16年(2004) 明治安田生命高松支社長
平成19年(2007) 千代田支社長
平成22年(2010) 総合代理店業務部長を経て
平成26年(2014) 執行役総合代理店業務部長
平成27年(2015) 執行役
平成28年(2016) 常務執行役

常務執行役

うめざき てるき
梅崎 輝喜

昭和34年9月20日生

[略歴]

昭和60年(1985) 入社
平成22年(2010) 明治安田生命調査部長を経て
平成26年(2014) 執行役人事部長
平成28年(2016) 常務執行役

常務執行役

やまうち かずのり
山内 和紀

昭和36年9月17日生

[略歴]

昭和60年(1985) 入社
平成25年(2013) 明治安田生命国際事業部長を経て
平成26年(2014) 執行役国際事業部長
平成28年(2016) 常務執行役

執行役員

(平成28年7月5日現在)

常務執行役員

つねまつ たかし
恒松 尚

昭和33年7月24日生

[略歴]

昭和56年(1981) 入社
滋賀支社長
平成16年(2004) 明治安田生命川崎支社長
平成19年(2007) 熊本支社長
平成22年(2010) 大阪西支社長
平成25年(2013) 理事 札幌支社長を経て
平成26年(2014) 執行役業務部長
平成28年(2016) 常務執行役員東京都心本部長

執行役員

うまこし かずひこ
馬越 和彦

昭和32年4月16日生

[略歴]

昭和56年(1981) 入社
川崎支社長
平成16年(2004) 明治安田生命千代田支社長
平成19年(2007) 営業教育部長
平成21年(2009) 福岡支社長
平成24年(2012) 理事 広島支社長を経て
平成27年(2015) 執行役個人営業副部門長
平成28年(2016) 執行役員首都圏本部長

執行役員

まつむら さとみ
松村 里美

昭和36年4月17日生

[略歴]

昭和59年(1984) 入社
平成22年(2010) 明治安田生命「お客さまの声」
統括部長
平成25年(2013) 成田支社長を経て
平成27年(2015) 執行役員立川支社長
平成28年(2016) 執行役員立川支社長

執行役員

はやし みちひこ
林 道彦

昭和36年5月11日生

[略歴]

昭和60年(1985) 入社
平成20年(2008) 明治安田生命八王子支社長
平成22年(2010) 松本支社長
平成24年(2012) 営業人事部長
平成26年(2014) 札幌支社長を経て
平成27年(2015) 執行役札幌支社長
平成28年(2016) 執行役員大阪本部長

執行役員

ながしま ひでき
永島 英器

昭和38年2月18日生

[略歴]

昭和61年(1986) 入社
平成22年(2010) 明治安田生命静岡支社長
平成25年(2013) 企画部長を経て
平成27年(2015) 執行役企画部長
平成28年(2016) 執行役員人事部長

執行役員

なかたに しんじ
中谷 新司

昭和38年7月25日生

[略歴]

昭和61年(1986) 入社
平成23年(2011) 明治安田生命中国・四国公法人部長
平成25年(2013) 法人サービス部長を経て
平成27年(2015) 執行役法人サービス部長
平成28年(2016) 執行役員法人サービス部長

執行役員

みずの つよし
水野 剛

昭和38年12月17日生

[略歴]

昭和61年(1986) 入社
平成22年(2010) 明治安田生命町田支社長
平成25年(2013) 情報システム部長を経て
平成27年(2015) 執行役関連事業部長
平成28年(2016) 執行役員関連事業部長

執行役員

しみず よしろう
清水 義朗

昭和33年11月8日生

[略歴]

昭和56年(1981) 入社
池袋支社長
平成16年(2004) 明治安田生命豊島支社長
平成18年(2006) 沼津支社長
平成21年(2009) 大阪中央支社長
平成22年(2010) 大阪北支社長
平成24年(2012) 横浜支社長
平成25年(2013) 理事 横浜支社長
平成26年(2014) 理事 京都支社長を経て
平成28年(2016) 執行役員福岡本部長

執行役員

やまぐち ひでき
山口 秀樹

昭和36年5月28日生

[略歴]

昭和59年(1984) 入社
平成16年(2004) 明治安田生命名古屋中央支社長
平成19年(2007) 神戸支社長
平成22年(2010) 千代田支社長
平成24年(2012) 営業教育部長
平成26年(2014) 理事 福岡支社長を経て
平成28年(2016) 執行役員名古屋本部長

執行役員

ましもと しろう
岸本 司郎

昭和39年3月18日生

[略歴]

昭和61年(1986) 入社
平成21年(2009) 明治安田生命沖繩支社長
平成23年(2011) 四国西支社長
平成26年(2014) コンプライアンス統括部長を経て
平成28年(2016) 執行役員コンプライアンス統括部長

執行役員

ながお こういち
長尾 浩一

昭和39年2月27日生

[略歴]

昭和62年(1987) 入社
平成25年(2013) 明治安田生命証券運用部長を経て
平成28年(2016) 執行役員法人営業企画部長

執行役員

なかむら あつし
中村 篤志

昭和39年3月12日生

[略歴]

昭和62年(1987) 入社
平成22年(2010) 明治安田生命高松支社長
平成23年(2011) 四国東支社長
平成26年(2014) 営業企画部長を経て
平成28年(2016) 執行役員企画部長

取締役、執行役および執行役員の男女構成比

男性33名、女性3名(取締役、執行役および執行役員のうち女性の比率8.3%)

その他

取締役、執行役および執行役員の選任手続きと選任方針について

【取締役、執行役および執行役員の選任手続き】

取締役については、指名委員会において「取締役候補者選任の基本的な考え方」に基づき取締役候補者を選任し、総代会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定したうえで、総代会において選任を行なっております。

また、執行役および執行役員については、取締役会において「執行役および執行役員選任の基本的な考え方」に基づき選任を行なっております。

【取締役、執行役および執行役員の選任方針】

(取締役候補者選任の基本的な考え方)

- 取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する
- 取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する
- 社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する

(執行役および執行役員選任の基本的な考え方)

- 執行役および執行役員の選任は、中長期的な成長戦略の着実な実行を目的とし、次世代人材の登用による事業の継続的な発展および組織の活性化等の観点も考慮して実施する
- 執行役および執行役員の選任にあたっては、経営管理職等の実績や経験、さらには社内外の評価等を踏まえ、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する

役員報酬等について※

(1) 会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等
取締役	8 名	97 百万円
執行役	29	1,332
計	37	1,430

(注)1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、平成27年7月2日開催の第68回定時総代会最終の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。

2. 当社は、平成20年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金(退職慰労金)として、取締役28名に対し53百万円および監査役7名に対し7百万円を、甲慰金として取締役1名に対し3百万円および監査役1名に対し3百万円を支給しております。

4. 当社は、平成27年7月2日の報酬委員会において、取締役・執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議しました。その内容は次のとおりです。

(1) 基本方針

取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当会社の経営環境・会社業績等を踏まえた適切な水準に設定する。

(2) 取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容に応じた固定報酬とする。執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。

(3) 執行役の報酬

執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬および業績連動報酬で構成する。

ア. 基本報酬は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。

イ. 業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。

(2) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7 名	64 百万円	—

(注) 上記支給人数・報酬等には、平成27年7月2日開催の第68回定時総代会最終の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。

※ 役員報酬等については、金融商品取引法第24条第1項に定めのある有価証券報告書の当該事項に係る記載要領(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第五号)第三号様式記載上の注意(38)において準じるとされている同府令第二号様式記載上の注意(57)のa(d)に基づく)に準じて記載しています。

会計監査人の氏名または名称

氏名または名称
有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 徳田 省三
指定有限責任社員 壁谷 恵嗣
指定有限責任社員 蓑輪 康喜



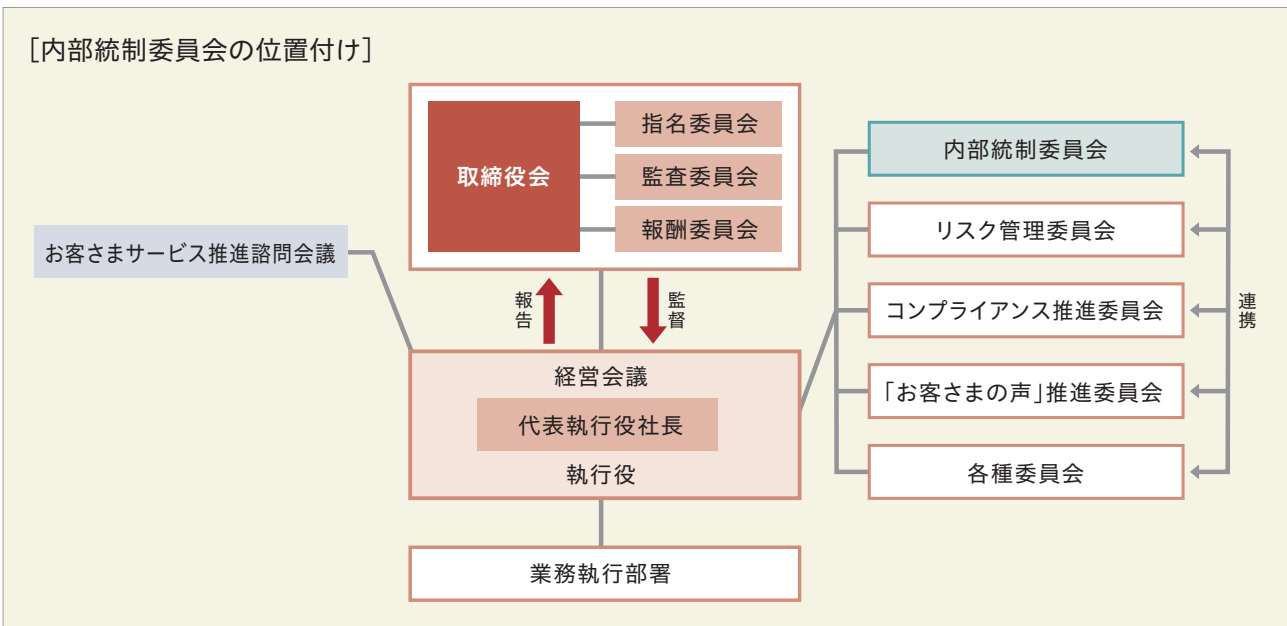
内部統制システム

内部統制システムの整備・高度化

内部統制の整備・高度化の根幹となる方針として「内部統制システムの基本方針」を制定するとともに、経営会議の諮問機関として「内部統制委員会」を設置し、内部統制に関する幅広い事項について組織横断的な視点から審議を重ねています。

また、財務報告の信頼性向上を図るため、相互会社である当社も上場会社に義務付けられている財務報告に係る内部統制報告制度へ自主的に準拠することとし、諸規程の制定などの体制を整備しています。平成27年度決算に関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告書を作成し、監査法人による内部統制監査報告書を取得しています。

内部管理態勢の整備に関しては、内部管理が適切に行なわれているかの視点から法令等遵守・リスク管理全般の点検を行なう「内部管理推進担当」を全組織に配置しています。「内部管理推進担当」を中心に、各組織で内部管理態勢を自ら確認する「内部管理自己点検」を実施し、あわせて、本社・支社などの対象組織別に指導・検証態勢を整備して自己点検後のフォローアップなどの強化を進めており、自己点検を通じた適切な業務運営の確保に継続的に努めています。



内部統制システムの基本方針

平成18年5月の会社法施行に伴う保険業法の改正により取締役会において決議すべき方針と定められました。監査委員会に関する態勢、業務の適正性を確保するためのコンプライアンス・リスク管理に係る態勢などに関する方針を規定しています。

内部監査態勢の強化

内部監査については、会社の経営目標の達成に資することを目的に、公正かつ客観的な立場で、経営活動の遂行状況を評価し、助言・提言等を行なう重要なプロセスと位置付けており、その実効性を確保するため内部監査方針を定めています。同方針に基づき内部監査部門を設置し、取締役会長代表執行役が専任で担当するほか、内部監査方針等の改正や内部監査計画の策定等には監査委員会の同意を要すること、内部監査の結果については監査委員会への報告を行なうことなどにより、他の執行部門から独立した体制を確保しています。また、内部監査部長が監査委員会へ陪席するほか、常勤監査委員と定期的な意見交換を行なう等、監査委員会との連携強化を図っています。

内部監査の対象は、当社のすべての組織および関連会社の業務全般とし、効率的・効果的な内部監査を実施するため、リスクアセスメントに基づいた内部監査計画を策定しています。具体的には、会社として認識している重要リスクや保険金等の支払管理態勢、代表者確認書制度にかかる財務諸表の適切性等について、関連会社も含めて組織横断的に検証するテーマ監査や、本社・支社・営業所・法人部等の各組織の業務遂行状況全般を対象とする組織別監査等を実施しています。なお、会議資料等の検証によるオフサイト・モニタリングを適時・適切に行ない、リスクアセスメントに反映しています。内部監査の結果やその後の改善状況については、適時・適切に経営会議、監査委員会、取締役会に報告しています。また、国内主要関連会社にも内部監査部署を設置し、指導・助言等を行なうほか、海外保険関連会社とも適宜連携し、グループ全体の内部監査態勢の強化に努めています。

内部監査の専門性を維持・向上させるために教育プログラムを定めて継続的に研修を行ない、内部監査における国際的な団体である内部監査協会（IIA）が認定する「公認内部監査人（CIA）」資格の取得等による専門人材の育成に努めています。また、特に専門性の高い分野については、監査法人等の社外の専門家とも連携し、ノウハウの取得に努めています。

内部監査の品質を継続的に維持・向上させるために品質管理プログラムを策定し、定期的に品質評価を行なっています。平成26年度には、第三者機関（監査法人）に評価を依頼し、IIAが定める国際基準への適合性評価において最上位の評価となる「一般的に適合している」を受けています。



リスク管理体制

基本的な考え方とリスク管理体制

●基本認識およびリスク管理に関する方針・規程等

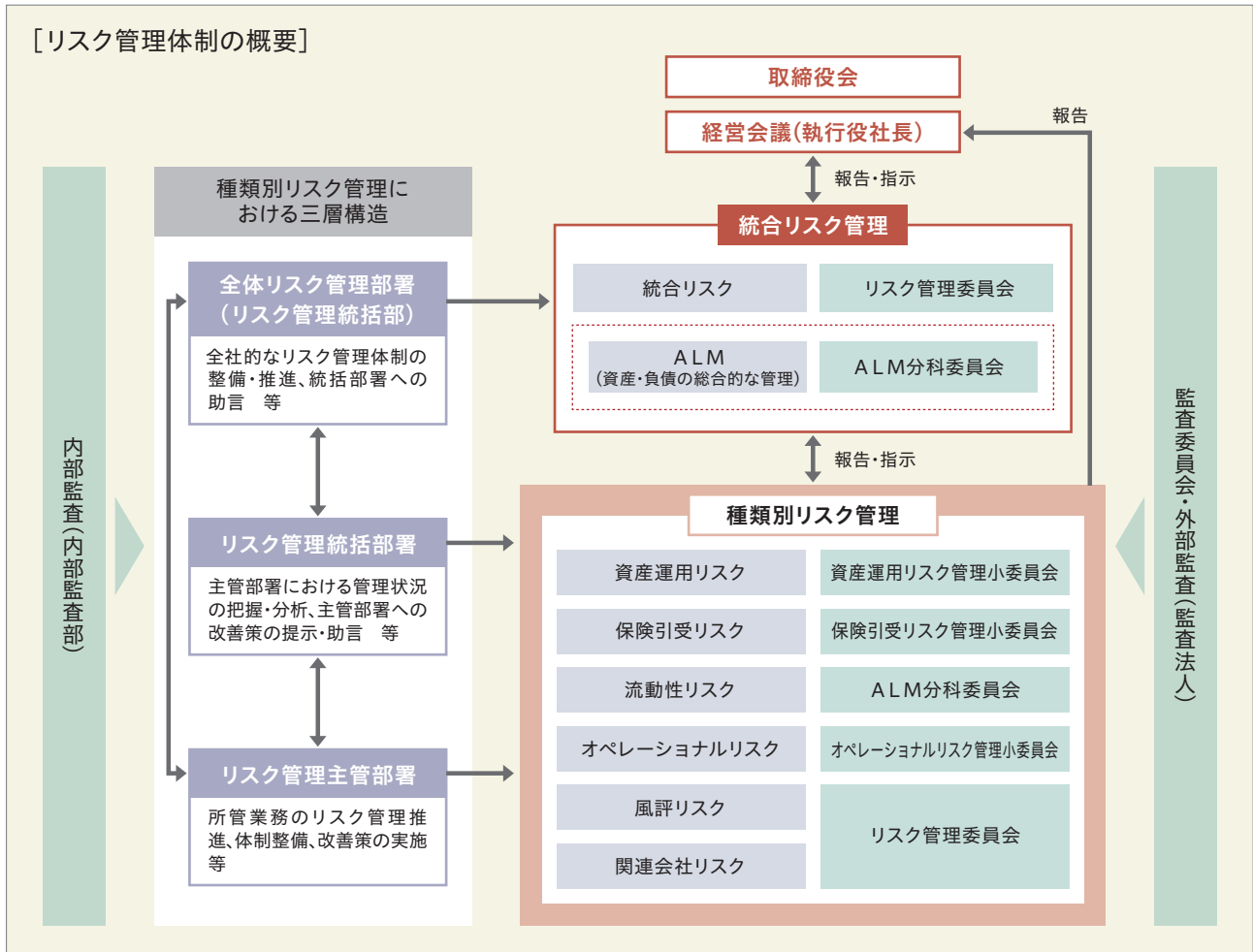
「お客さまを大切にする会社」の実現のためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要であるとの認識のもと、リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つとして位置付け、取締役会、経営会議およびリスク管理委員会等において、リスク管理の方針・規程等を定めています。

[リスク管理体制]

当社では、全社的なリスク管理体制の整備・推進、リスク管理状況の把握・管理、統括部署への専門的助言等を行なう部署として「全体リスク管理部署」(リスク管理統括部)を設定し、統合的にリスクを管理する体制となっています。また、各種リスクの定期的なモニタリング(監視)、リスクの適切なコントロールを行なうため、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

さらに、内部監査部監査、監査委員会による監査、監査法人による外部監査などにより、リスク管理機能・体制の適切性・有効性等を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。

[リスク管理体制の概要]



[統合リスクおよび種類別リスクの管理体制]

統合リスクについては、会社におけるさまざまなリスクを総合的に捉え統合して管理する観点から、各種種類別リスクの特性等に応じて、定量的あるいは定性的に把握・統合・検証したうえで、その状況につきリスク管理委員会等に定期的に報告しています。また、経営環境の変化や規制動向等をふまえながら、リスク計測手法の精緻化・高度化、リスク量に基づく資本配賦の具体化を進める等、統合リスク管理態勢の段階的な整備に努めています。

ALM(資産・負債の総合的な管理)については、統合リスク管理の一手法として、資産と負債を適切に管理する観点から、ALMに関連する種類別リスクを包括的に管理し、ALM分科委員会に定期的に報告しています。また、リスク管理プロセスの実効性確保に向けたALM態勢の整備に努めています。

種類別リスクについては、三層構造の最上位にある「全体リスク管理部署」(リスク管理統括部)による適切なコントロールのもと、「リスク管理統括部署」が「リスク管理主管部署」におけるリスク管理状況の把握・分析を通じた改善策の提示・専門的助言等を行ない、さらに、「リスク管理主管部署」が所管業務に関するリスクの把握、管理体制の整備等を行なっています。また、リスク管理委員会の下部に分科委員会・小委員会を設置し、各種種類別リスクの特性等に応じた専門的なリスク管理を行なっています。

種類別リスクの定義

種類別リスク		リスクの定義
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスク
流動性リスク		資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、有価証券等の価格等さまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、当社が損失を被るリスク、および資産から生み出される収益が変動し、当社が損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社が損失を被るリスク
オペレーショナルリスク	事務リスク	役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、お客さままたは当社が損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、お客さままたは当社が損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより、お客さままたは当社が損失を被るリスク
	法務リスク	当社の各部署における決裁によって生じる、①当社が、法令に抵触することにより、法令上の責任を問われ、当社が損失を被るリスク、②当社が、合理的な理由なく当社にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、当社が損失を被るリスク
	その他のオペレーショナルリスク	オペレーショナルリスクのうち、事務リスク、システムリスク、法務リスク以外のリスク
風評リスク		当社または生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じ保険契約者、その他社会一般等に広がり、当社の業績に悪影響が生じること等により、当社が損失を被るリスク
関連会社リスク		関連会社で発生した事象により、お客さままたは当社グループが損失を被るリスク

(上記種類別リスクに関するリスク管理の取組みは、P134をご覧ください)

[組織別リスク管理体制]

当社では、リスクを種類ごとに管理するとともに、組織ごとにも管理する体制となっています。

この組織別リスク管理においては、「全体リスク管理部署」(リスク管理統括部)が全社的なリスク管理を行ない、本社各部・法人部・支社等の各組織単位に配置した「リスク管理責任者」および「リスク管理担当者」が、主にオペレーショナルリスクについてリスク管理状況を把握・確認し、リスクの軽減、未然・再発防止を図るための検討を行なう体制となっています。

特に本社各部においては、基本的なリスク認識をふまえ、リスク管理取組計画を定めています。さらに、業務プロセスの文書化、業務遂行上のリスクの網羅的な洗い出し、リスクへの対応策の策定、実施体制の整備を行なうとともに、リスクの重要度評価を実施し、リスクの高い業務については統制手段の実施状況をモニタリングするなど、リスク管理の実効性向上を図っています。

● ストレストテストの実施

当社では、統合リスク管理のリスク計測手法であるバリュー・アット・リスク^{※1}(VaR:最大予想損失額)による方法ではリスク把握が困難な事象として、経済環境の大幅な悪化や地震等の大規模災害などのシナリオを設定したストレステストを実施し、当社の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、リスク管理委員会、経営会議、取締役会へ定期的に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

● 重要リスク管理

リスクの影響度と蓋然性を評価のうえ、「金利上昇による損失拡大」や「巨大地震等による損失拡大」など、会社経営に与える影響が大きいものを重要リスクとして特定し、各部署の年度計画や内部監査計画に反映しています。

また、予兆指標等を適切にモニタリングするとともに、予め必要な対策を講じることで、リスクが顕在化した場合にも機動的な対応が可能となるよう、リスク管理プロセス(PDCAサイクル)を推進しています。

大規模災害等への対策

経営に対し著しく大きな影響を与える事象の発生およびその発生を予見しうる状況を「危機」と定義し、「危機管理基本方針」および「危機管理基本規程」等を定めて危機発生時に迅速な対応ができるよう準備しています。

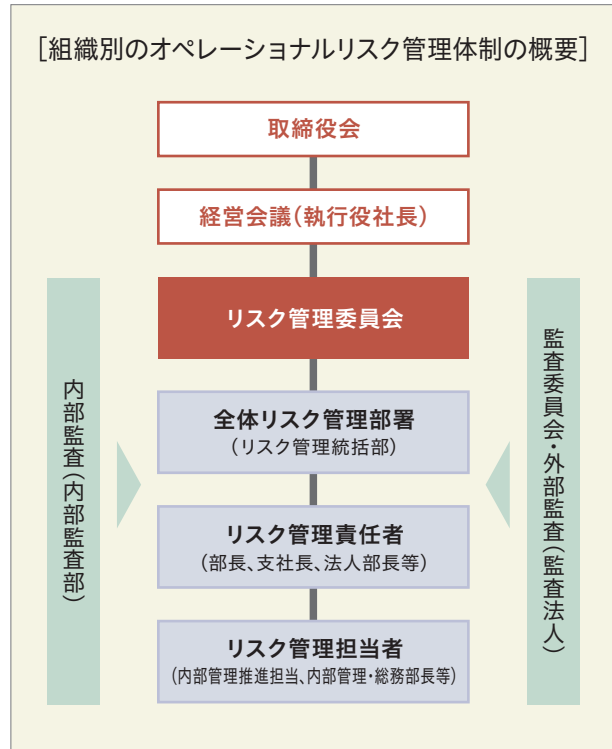
平成26年4月に、当社の本社機能(東京都)の麻痺、およびメインシステムが停止した場合等の、甚大・深刻な被災を想定した新たな事業継続計画(BCP^{※2})を施行し、保険会社としての公共的・社会的責任を果たすため、お客さまへ迅速・確実に保険金等をお支払いする態勢を整備しました。

BCPに基づく諸訓練を継続的に実施し、その実効性を検証するとともに、訓練結果の評価をふまえた見直し・レベルアップ等、BCPに係る「PDCAサイクル」を推進しています。

※1 バリュー・アット・リスク(VaR):一定の期間内に、一定の確率で、対象となるポートフォリオに生じ得る最大予想損失額です。統計的な分析により、各資産のリスクを金額として統一かつ明確に把握できる利点があります。

※2 BCP(Business Continuity Plan):大規模な災害や事故、テロ攻撃、システム障害などが発生した際も、事業の中断を最小限にとどめ、早期に事業を再開するために事前に策定する行動計画。

[組織別のオペレーショナルリスク管理体制の概要]





IT ガバナンス

IT ガバナンス態勢の整備

「お客さまを大切にできる会社」の実現に向けて、さまざまな業務プロセスを構築していくにあたり、ITの積極活用を推進しています。

具体的には、ITへの投資効果を最大化するために、ITの活用に関するルールを定め、そのルールに基づいて運用を行なったうえで、経営戦略の達成等を実現する態勢(IT ガバナンス)の整備に取り組んでいます。

システム開発にあたっては、お客さまのニーズにあった高品質な商品・サービスを継続的に提供するため、経営目標等への貢献度や投資効果の高いものから計画化しています。そして、高品質な業務プロセスの構築に向けて、最適なシステムリソースの組み合わせと徹底したリスク発生の抑制対応のもと、開発管理に取り組んでいます。



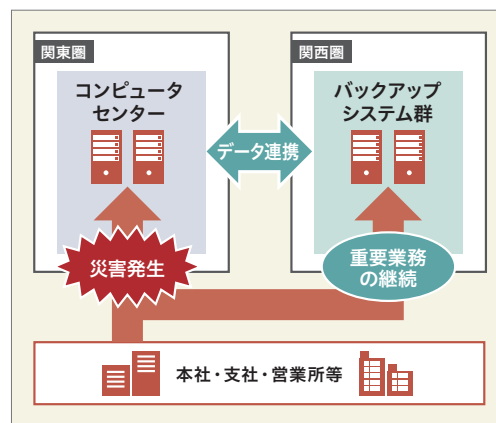
[経営目標等と関連する主なシステム開発]

経営目標項目	関連する主なシステム開発(平成27年度)
保有契約年換算保険料(個人営業分野)	メディカルスタイルF、パイオニアケアプラスの開発等
お客さま満足度	安心サービス活動、ご契約内容の概要の高度化等

大規模災害等発生時における業務の継続

当社主要システムは、地盤が強固な地域のコンピュータセンターに設置。コンピュータセンターは免震・耐震構造であり、自家発電装置を整備しています。

また、長期にわたる保険契約上の責務を確実に履行し、災害発生時にもお客さまへの保険金・給付金のお支払い等の重要業務を継続するため、事業継続計画(BCP)を整備しています。大規模災害等により、万一コンピュータセンターが被災した場合は、事業継続計画に基づき、関西圏に設置しているバックアップシステム群を稼働し、重要業務を継続いたします。



お客さまの大切な情報を保護するための取組み

お客さまの大切な情報を保護するため、営業職員が使用するタブレット型営業端末にお客さまの情報を保持しない仕組みをはじめ、パソコンのデータレス化や電子記録媒体利用の制限、社外とのデータ通信や交換電子記録媒体の暗号化等の情報漏洩防止対策を継続、強化しています。また、情報セキュリティ管理レベルのいっそうの高度化を図るため、情報システム部門において情報セキュリティマネジメントシステム[※]を導入しています。

なお、社外からのサイバー攻撃に対しては、攻撃発生時の実務対応等を担当する専門体制(CSIRT)を設置のうえ、社外の情報共有機関等を通じた情報収集や被害極小化に向けた対応手順の見直し、定期的な訓練等を実施しています。

[※]情報セキュリティの国際規格ISO27001に適合した情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者適合性評価制度。



ディスクロージャー

「社会に開かれた会社」をめざして、経営の透明性を高めるため、「情報開示に関する基本方針」を制定し、積極的な情報開示の充実に努めています。

具体的な取組みとして、生命保険業界でははじめて基礎利益の内訳である「三利源」の開示を決定、平成17年度決算から開示し、また、業務の適切性にかかわる情報として業界に先駆けて「お支払いに該当しないと判断したご契約件数」や「苦情情報」を四半期ごとに開示しています。

情報開示に関する基本方針

1. 自主的な情報の開示

当社は、お客さま・社会からの一層の信頼を得るため、経営および財務等に関する情報を自主的に開示いたします。

2. 適切・公平な開示

当社は、お客さま・社会に対して、適切・公平に情報を開示いたします。

3. 社内態勢の整備

当社は、情報を遅滞なく継続的に開示するため、社内態勢の整備・充実を図ります。

ディスクロージャー関連資料

昭和54年に、生命保険業界ではじめてのディスクロージャー資料を作成し、以後、法定ディスクロージャー資料「明治安田生命の現況【統合報告書】」をはじめ、さまざまな機会を通じて、経営状況について開示を進めています。

また、当社経営活動や健全性・業績などをわかりやすく紹介した小冊子「明治安田インフォメーション」や「団体年金保険に関するご報告」や「Annual Report」等、目的に応じたディスクロージャー関連資料も作成しています。



明治安田生命の現況【統合報告書】



明治安田インフォメーション



団体年金保険に関するご報告

ホームページによる情報提供

商品・サービス、各種手続きの方法や会社情報など、タイムリーな情報提供として、ホームページを活用したディスクロージャーについても、積極的に取り組んでいます。

明治安田生命ホームページ

<http://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命

検索





コンプライアンスの推進

コンプライアンスとは、法令、社内規程等のルールを遵守することにとどまらず、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動することとして「コンプライアンス基本規程」に定めています。

経営が掲げる「感動を生み出す生命保険会社」の実現には、役職員一人ひとりがコンプライアンスを実践することが前提であるとの考えのもと、コンプライアンスを推進しています。

コンプライアンス理念の周知・徹底

明治安田生命グループの全役職員がお客さまからの期待に応え確固たる信頼を得るために、日常の行動や考え方の基準として「行動憲章」を定め、コンプライアンスにかかる基本方針・遵守基準として位置づけています。

また、「明治安田生命 販売・サービス方針」では、アフターフォローの充実、高齢のお客さまへのきめ細やかな対応と丁寧な説明に努めること、反社会的勢力との関係遮断の徹底およびマネー・ローンダリング等の金融犯罪への適切な対応に努めること等を明記し、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めることを定めています。

さらに、「私たちの誓い」では、役職員一人ひとりがコンプライアンスを実践しお客さまとの絆を深めるために、高い倫理観と責任を持って適切かつ誠実に職務遂行することを「誓い」として定めています。

これらの「行動憲章」「明治安田生命 販売・サービス方針」「私たちの誓い」等は、全役職員がコンプライアンスの重要性を忘れることなくお客さまに誠実な対応ができるよう、「携行カード」に掲載しコンプライアンス意識の徹底を図っています。

また、日々の業務において遵守すべき法令、社内ルール等を広く網羅的に掲載、解説したコンプライアンス・マニュアル(手順・解説書)を作成し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。



コンプライアンス・マニュアル

私たちの誓い

私たちは、経営理念の実現のため、行動規範と行動憲章に基づいてみずから行動し、法令・諸規範の遵守はもちろん、高い倫理観と責任をもって適切かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

また、告知義務違反の教唆や他社の誹謗・中傷などの保険募集における禁止行為をはじめとして、あらゆる分野で不適切な業務を行なわないことをここに宣誓いたします。

コンプライアンス推進態勢

関連会社を含めた明治安田生命グループ全体のコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署をコンプライアンス統括部と定め、コンプライアンス態勢の高度化に努めています。

また、反社会的勢力対策およびマネー・ローンダリングやインサイダー取引等の金融犯罪対策をより適切に推進するために、コンプライアンス統括部内の金融犯罪対策室に機能を集約し、一元的に対策を推進する態勢としています。

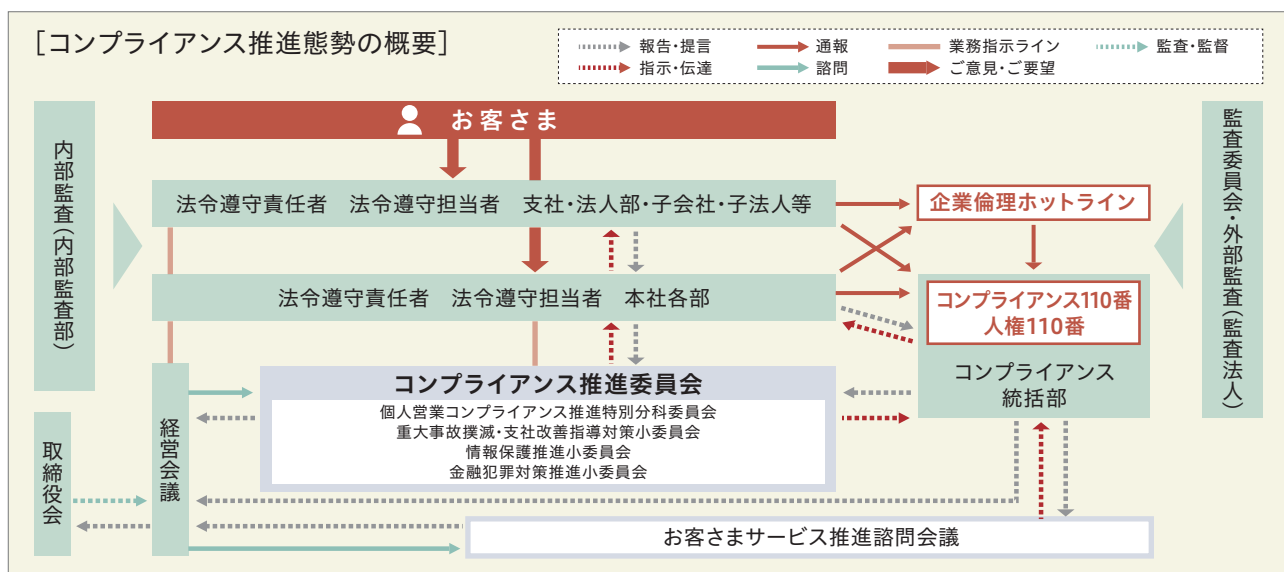
全所属に配置した法令遵守責任者・法令遵守担当者と連携し、コンプライアンス教育を含む未然防止策や不適正事象が発生した場合の対応等を実施しています。万一、不正行為があった場合は、各所属の法令遵守責任者・法令遵守担当者を通じて同部に報告されるほか、発見者からの直接の報告ルートとして内部通報窓口(「コンプライアンス110番」、「人権110番」、「企業倫理ホットライン」)を設置し運営しています。

明治安田生命グループ全体のコンプライアンス態勢を組織横断的に検討・整備するため、コンプライアンス推進委員会を設置しています。また、社外委員を含むお客さまサービス推進諮問会議を設置し、お客さま保護に関連するコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項について審議・報告する態勢としています。

コンプライアンスの実践に向けた取組み

コンプライアンスの具体的な実践に向けて、「コンプライアンス実践計画」を年度ごとに策定し、コンプライアンスを推進しています。

本社・支社・法人部等の各所属においては、全社の計画をふまえ、それぞれの個別課題等に応じて策定した取組計画に基づき、日々、自律的な取組みを推進しています。評価結果は、コンプライアンス推進委員会等を経て、取締役会に報告されています。



[行動憲章]

私たちは、明治安田生命グループの役職員がお客様や社会からの期待に応え確固たる信頼を得るために、日常の行動や考え方の基準となる「行動憲章」を定めます。職務遂行の際にはこれらを常に意識するとともに、教育・研鑽による知識およびマナーの向上に努め、お客様を大切にする会社の実現に取り組みます。

1. 適正な職務遂行とお客様サービス	私たちは、忠実かつ誠実に職務を遂行するとともに、お客様を大切にする会社として、ベストな商品とサービスを提供し、お客様満足度の増大に努めます。
2. 公正かつ自由な競争	私たちは、公正かつ自由な取引・競争を通じて、生活・経済の向上および発展に貢献します。
3. お客様や社会とのコミュニケーションの推進	私たちは、経営の透明性を高めるため、経営情報を適切に開示するとともに、お客様の声を大切にし、適切に業務に反映します。
4. リスク管理の徹底	私たちは、お客様に対する責務を確実に果たしていくため、リスク管理態勢を整備し、その検証と継続的な改善に取り組み、適切なリスク管理に努めます。
5. 法令等の遵守	私たちは、お客様と社会の信頼を確保していくため、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、企業倫理を堅持します。また、国際的な事業活動においては各国・地域の法令を遵守し、各種国際規範を尊重します。
6. お客様等に関する情報の厳正管理	私たちは、お客様に関する情報等、会社が保有するすべての情報を厳正に管理し、その保護を徹底します。
7. 社会貢献と環境への取組み	私たちは、お客様とともに暮らす社会の健全かつ持続的な発展に努め、社会貢献や環境保全活動に積極的に取り組みます。
8. 人権等の尊重	私たちは、お客様はもとより、社会の一人ひとりの人権を尊重します。また、国際的な事業活動においては、各国・地域の文化や慣習に配慮します。
9. 反社会的勢力・金融犯罪への対応	私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底し、また、当社との取引がマネー・ロンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不正な取引はしません。
10. 良好な職場環境の維持	私たちは、職員一人ひとりの人権および個性を尊重するとともに、安全で働きやすい職場環境を維持します。
11. 違反行為の防止と説明責任の遂行	私たちは、法令等の遵守体制を確実に機能させていきます。万一、本憲章に反し、お客様や社会に影響を及ぼす事態が生じた場合には、原因究明と再発防止を徹底するとともに、迅速かつ的確な情報公開を行ない、責任を果たすよう努めます。

[明治安田生命 販売・サービス方針]

私たちは、「生命保険事業のバイオニアとして、相互扶助の精神を貫くとともにお客さまを大切にすることに徹し、生命保険を中心にクオリティの高い総合保障サービスを提供し、確かな安心と豊かさをお届けする」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めます。

また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守(コンプライアンス)を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めます。

1. 最適な商品の提供と適切な商品説明

お客さまのライフステージ、加入目的、財産状況等に応じた最適な商品をご提案するコンサルティングサービスに努めます。お客さまのご意向に沿った商品提案と商品内容を十分ご理解いただくための「契約概要」、「注意喚起情報」等のご説明をはじめとする商品選択のための情報をご提供します。また、商品内容がお客さまのご意向に合致していることを「意向比較・確認書」等を用いて確認します。特に、変額年金等の市場リスクのある商品については、お客さまの投資経験、投資目的、収入・財産の状況等に応じて、商品およびリスクの内容について十分ご説明します。

高齢の方へは、ご意向の確認のためにきめ細やかな対応を行なうとともに、商品内容等に誤解が生じないよう、より丁寧な説明に努めます。また、未成年の方、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険契約については、適正な保険金額が設定されるよう適切な募集に努めます。

2. お客さま本位の販売

販売にあたり、法令等を遵守することはもちろん、お客さまの立場に立ち、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めます。

3. ご加入後のお客さまサービスの充実

ご加入後も、ご契約内容等を適時・適切にお知らせするとともに、ご契約内容変更等の各種お手続きの際には、お客さまのご意向を把握・確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

保険金・給付金等のお支払いについて、お申し出内容およびご契約内容にもとづき、お

支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内するとともに、お手続きの際は、正確かつ迅速に対応します。

お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、適切かつ十分に対応します。

4. お客さま対応力向上に資する教育・研修の実施

教育・研修態勢の充実を図るとともに、所定の教育体系・カリキュラムに基づいた教育研修を全従業員に対して実施することにより、商品知識およびお客さま対応に関する基本ルール・マナーの向上を図ります。

5. お客さまの情報の厳正な管理

販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、その管理規程を定め、管理責任者を任命したうえで、厳正な管理を行ないます。

6. 法令等の遵守

法令等の遵守(コンプライアンス)のための規範として「行動憲章」、「職務遂行基本ルール」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、コンプライアンス研修を全従業員に対して実施することにより、適正な販売の実現に努めます。

7. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じません。また、当社との取引がマネー・ロンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不正な取引はしません。

反社会的勢力および金融犯罪への対応について

反社会的勢力との関係遮断、およびマネー・ロンダリングやインサイダー取引等の金融犯罪への対応を推進・徹底することは、お客さまを大切に、お客さまや社会に信頼いただける会社づくりのための重要事項であるとともに、企業としての社会的責任であると認識しています。

「行動憲章」においては、反社会的勢力との関係遮断を徹底すること、当社との取引がマネー・ロンダリング等に利用されないよう努めること、また、インサイダー取引等の不正な取引はしないことを掲げています。

さらに、「行動憲章」をより具体化した「職務遂行基本ルール」では、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合は、屈することなく、関係各部と連携し組織的に対応すること、安易に金銭を支払うなどの対応は行なわないこと、および保険募集・投融資・物品購入等の場面において、相手方が反社会的勢力とつながりがないか等、十分注意することを定めています。

【基本方針・規程等】

「内部統制システムの基本方針」において、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関とも連携し反社会的勢力との関係遮断を徹底することを定めています。これに基づき、「防犯および反社会的勢力対応規程」・「防犯および反社会的勢力対応細則」を制定するとともに、社内の具体的な対応態勢、役職員の役割、対応事項・手順等を明確化した「防犯・反社会的勢力対策手順・解説書」を策定し、各所属に配備しています。また、同基本方針において、当社との取引がマネー・ロンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不正な取引の発生を防止するための態勢を整備することを定めています。

【反社会的勢力および金融犯罪への対応】

反社会的勢力および金融犯罪への対応を全社的に統括する部署として、コンプライアンス統括部に金融犯罪対策室を設置するとともに、「コンプライアンス推進委員会」傘下の「金融犯罪対策推進小委員会」にて定期的な協議を行ないますが、重大事案の発生時には、緊急対応会議等を招集し、経営層を含めた社内連携のもと、迅速な対応を図っています。

反社会的勢力への対応については、組織ごとに、防犯・反社会的勢力への対応を行なう責任者および担当者等を任命し、組織として適切な対応を図る態勢を整備しています。反社会的勢力との関係を遮断するための具体的な対応として、平成24年4月に普通保険約款に暴力団排除条項を導入したほか、保険取引以外においては、暴力団排除条項を含む契約締結を行なうなど継続的な対応を実施しています。その他、反社会的勢力に関する情報等の一元管理に努めるとともに、「不当要求防止責任者講習」の受講促進、警察・弁護士等の外部機関との連携、諸会議・WEB研修等を通じた教育・指導を実施しています。

金融犯罪への対応については、犯罪収益移転防止法に則り、取引時確認等および疑わしい取引の届出に関する規程を制定し、取引時確認等および疑わしい取引の届出に対する社内報告態勢を整備のうえ、マネー・ロンダリング防止に努めています。また、インサイダー取引等の不正な取引防止のため、インサイダー取引等防止規程を制定、インサイダーに関する教育・指導態勢を整備しインサイダー取引等の防止に努めています。

個人情報保護について

当社の個人情報保護に関する基本的な考え方、方針を定めた「個人情報の保護に関する基本方針」を制定し、ホームページ等でこれを開示しています。

外部へ業務を委託する場合も含め、情報の取得から廃棄までの各管理段階において諸対策を講じる等、情報管理態勢の整備に努めています。

個人情報の保護に関する基本方針

明治安田生命保険相互会社(以下、当社)は、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報(以下、個人情報等)を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、お客さまの個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

1. 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、「お客さまを大切にできる会社」の実現をめざし、個人情報等の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。 ・当社は、事業活動の特性をふまえ、個人情報等の取扱いに関し、その重要性を認識し、継続的な個人情報等の管理態勢の改善に努めます。 ・当社は、お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、適切かつ迅速に対応することに努めます。 ・当社は、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守いたします。
2. 個人情報の定義	<p>当社では、個人情報を以下のように定義しています。</p> <p>個人情報とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるものをいいます。</p>
3. 個人情報等の種類	<p>保険契約の締結等に必要の情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供いただき、当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提供をお願いする場合があります。</p> <p>また、お手続きの内容により、個人番号をご提供いただく場合があります。個人番号および特定個人情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)等に従い、厳格な安全管理措置を設けております。</p>
4. 個人情報等の取得方法	<p>主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を取得いたします。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報をいただく場合があります。お客さまの情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。</p> <p>なお、特定個人情報については、所定の申告書等により取得いたします。</p>
5. 個人情報等の利用目的	<p>当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ・その他保険に関連・付随する業務 <p>ただし、個人番号については、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務 ・企業年金に関する法定調書の作成・提出に関する事務 ・報酬、料金等の法定調書の作成・提出に関する事務 ・その他法令等に定める個人番号関係事務等 <p>これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、お客さまから直接書面等に情報を収集する場合に明示いたします。</p>
6. 個人情報等の提供	<p>お客さまに関する情報は、以下の場合において、必要な範囲で外部に提供することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめお客さまの同意がある場合 ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合 ・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合 ・公共の利益のために必要とされる場合 ・適切な安全管理をしたうえで業務委託を行なう場合 ・法令に基づき特定の者と共同で利用する場合 <p>ただし、特定個人情報については、個人番号利用事務実施者への提出、特定個人情報の取扱いの全部または一部の委託を行なう場合等、番号法で認められた場合を除き、外部に提供いたしません。</p>
7. 個人情報等の開示・訂正等	<p>お客さまからご自身に関する情報の開示・訂正・削除・利用停止の依頼があった場合は、請求者ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。</p>
8. 個人情報等の管理	<p>お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報への不正なアクセス、紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めております。さらに、従業員、明治安田生命グループ各社の従業員および委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。</p> <p>また、当社ではお客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を専門に担当する部署および「情報保護推進小委員会」を設置し、全社横断的な取り組みを推進しております。</p>
9. 個人情報等に関するお客さまからのお申し出	<p>お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置し、適切かつ迅速に対応いたします。</p>
10. 個人情報の保護に関する基本方針の見直し	<p>本方針は、適切な個人情報等の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。</p>

個人情報等の取扱いに関するお申し出 お客さまの個人情報等の取扱いに関するお申し出は、下記までお問い合わせください。

コミュニケーションセンター
 **0120-662-332**

月曜～金曜9:00～18:00/土曜9:00～17:00
 (いずれも祝日・年末年始を除く)

*コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。